

令和3年かすみがうら市議会第4回定例会

市長提出議案集

令和3年11月30日提出

かすみがうら市

目 次

1. 報告第 8 号 専決処分事項の報告について
〈損害賠償の額の決定及び和解〉 …………… 1～2
2. 報告第 9 号 専決処分事項の報告について
〈和解〉 …………… 3～4
3. 承認第 8 号 専決処分事項の承認を求めることについて
〈令和 3 年度かすみがうら市一般会計補正予算(第 7 号)〉
…………… 5～17
4. 議案第 55 号 かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
…………… 18～19
5. 議案第 56 号 かすみがうら市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について …………… 20～21
6. 議案第 57 号 かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について …………… 22
7. 議案第 58 号 かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
…………… 23～31
8. 議案第 59 号 かすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について …………… 32～39
9. 議案第 60 号 かすみがうら市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について …………… 40

10.	議案第 61 号	かすみがうら市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	41~42
11.	議案第 62 号	令和 3 年度かすみがうら市一般会計補正予算 (第 8 号)	43~61
12.	議案第 63 号	令和 3 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)	62~69
13.	議案第 64 号	令和 3 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)	70~76
14.	議案第 65 号	令和 3 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)	77~84
15.	議案第 66 号	(仮称)千代田中学校区義務教育学校整備工事建築工事変更請負契約の締結について	85
16.	議案第 67 号	かすみがうら市交流センター等の指定管理者の指定について	86
17.	議案第 68 号	公の施設の区域外設置に関する協議について	87~90
18.	議案第 69 号	市道路線の認定について	91~93
19.	議案第 70 号	市道路線の認定について	94~96
20.	議案第 71 号	市道路線の認定について	97~99
21.	議案第 72 号	市道路線の廃止について	100~102
22.	議案第 73 号	市道路線の変更について	103~105

(参考資料)

- 付議事件（条例）条文新旧対照表 …………… 106～154
- ・ かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 新旧対照表 …………… (106～108)
- ・ かすみがうら市職員の特殊勤務手当に関する条例 新旧対照表 …………… (108～109)
- ・ かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例 新旧対照表 …………… (109～110)
- ・ かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例 新旧対照表 …………… (110～127)
- ・ かすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関
する基準を定める条例 新旧対照表 …………… (128～152)
- ・ かすみがうら市国民健康保険条例 新旧対照表 …………… (152)
- ・ かすみがうら市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準を定め
る条例 新旧対照表 …………… (152～154)

報告第8号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年11月30日提出

かすみがうら市長 坪井 透

専 決 処 分 書

公用車による事故の損害賠償額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年10月14日

かすみがうら市長 坪 井 透

公用車による事故の損害賠償額の決定及び和解について

- 1 事故発生日時 令和3年6月7日（月）午前8時58分
- 2 事故発生場所 土浦市神立中央1丁目11番43号地先
- 3 相手方（運転者住所） [REDACTED]
（運転者） [REDACTED]
（車の所有者住所） [REDACTED]
（車の所有者） [REDACTED]
- 4 事故の概要 県道を走行していた公用車に、右折しようとした相手方車両が接触した。
- 5 示談内容
 - (1) 過失割合 かすみがうら市10% 相手方90%
 - (2) 損害賠償額 かすみがうら市 53,000円
相手方 420,463円
 - (3) 損害賠償額を受領後は、その余の請求を放棄するとともに、この額以外に相互に何ら権利・義務関係のないことを確認し、今後裁判上・裁判外を問わず一切の異議の申立て、請求及び訴の提起等をしない。

報告第9号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年11月30日提出

かすみがうら市長 坪井 透

専 決 処 分 書

道路側溝蓋（グレーチング）の盗難被害に係る和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年11月17日

かすみがうら市長 坪 井 透

道路側溝蓋（グレーチング）の盗難被害に係る和解について

- 1 盗難発生期間 令和3年4月30日（金）から令和3年7月16日（金）まで
- 2 盗難発生場所 市内千代田地区（飯田地内・中志筑地内・新治地内・下土地内・西野寺地内）
- 3 相手方 (住所) [REDACTED]
(氏名) [REDACTED]
- 4 事件の概要 上記期間に、市内千代田地区において道路側溝蓋（グレーチング）42枚の盗難が発生。犯人が令和3年7月16日に検挙され、その後相手方より被害弁償の申出があった。
- 5 和解の概要
 - (1) 相手方は市に対し、本件の被害弁償として、市が指定する規格の道路側溝蓋（グレーチング）42枚を弁償する。
 - (2) 市及び相手方は、示談書により、本件示談の他、一切の債権債務のないことを確認する。

承認第8号

専決処分事項の承認を求めることについて

令和3年度かすみがうら市一般会計補正予算（第7号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるもの。

令和3年11月30日提出

かすみがうら市長 坪井 透

専 決 処 分 書

下記の件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことから、次のとおり専決処分する。

令和3年10月26日

かすみがうら市長 坪 井 透

令和3年度かすみがうら市一般会計補正予算（第7号）
別紙のとおり

理 由

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン追加接種（3回目接種）の体制を確保し、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置により経済活動に影響を受けた事業者への支援を行うことに加え、不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図るため、早急な予算措置をする必要があることから令和3年度一般会計補正予算（第7号）により補正を行う。

令和3年度かすみがうら市一般会計補正予算（第7号）

令和3年度かすみがうら市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ184,983千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,306,417千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和3年10月26日 専決処分

かすみがうら市長 坪井 透

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		2,921,253	181,279	3,102,532
	1 国庫負担金	1,975,273	84,249	2,059,522
	2 国庫補助金	936,326	97,030	1,033,356
20 繰越金		313,625	3,704	317,329
	1 繰越金	313,625	3,704	317,329
歳入合計		20,121,434	184,983	20,306,417

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		2,025,051	4,550	2,029,601
	1 総務管理費	1,634,417	4,550	1,638,967
4 衛生費		1,869,460	151,433	2,020,893
	1 保健衛生費	1,869,460	151,433	2,020,893
7 商工費		869,364	29,000	898,364
	1 商工費	869,364	29,000	898,364
歳 出 合 計		20,121,434	184,983	20,306,417

第 2 表 繰越明許費補正

1 追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	147,903

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	5,308,625	0	5,308,625
2 地 方 譲 与 税	220,706	0	220,706
3 利 子 割 交 付 金	3,710	0	3,710
4 配 当 割 交 付 金	20,712	0	20,712
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	21,735	0	21,735
6 法 人 事 業 税 交 付 金	39,200	0	39,200
7 地 方 消 費 税 交 付 金	875,945	0	875,945
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	105,000	0	105,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金	20,681	0	20,681
10 地 方 特 例 交 付 金	41,900	0	41,900
11 地 方 交 付 税	3,750,000	0	3,750,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	6,480	0	6,480
13 分 担 金 及 び 負 担 金	83,963	0	83,963
14 使 用 料 及 び 手 数 料	49,232	0	49,232
15 国 庫 支 出 金	2,921,253	181,279	3,102,532
16 県 支 出 金	1,525,387	0	1,525,387
17 財 産 収 入	15,546	0	15,546
18 寄 附 金	29,904	0	29,904
19 繰 入 金	1,006,342	0	1,006,342
20 繰 越 金	313,625	3,704	317,329
21 諸 収 入	545,588	0	545,588

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
22 市 債	3,215,900	0	3,215,900
歳 入 合 計	20,121,434	184,983	20,306,417

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議 会 費	143,028	0	143,028				
2 総 務 費	2,025,051	4,550	2,029,601	4,550			
3 民 生 費	6,483,216	0	6,483,216				
4 衛 生 費	1,869,460	151,433	2,020,893	149,333			2,100
5 労 働 費	54,172	0	54,172				
6 農 林 水 産 業 費	855,009	0	855,009				
7 商 工 費	869,364	29,000	898,364	27,396			1,604
8 土 木 費	1,520,104	0	1,520,104				
9 消 防 費	881,334	0	881,334				
10 教 育 費	3,342,273	0	3,342,273				
11 災 害 復 旧 費	2	0	2				
12 公 債 費	2,028,421	0	2,028,421				
13 予 備 費	50,000	0	50,000				
歳 出 合 計	20,121,434	184,983	20,306,417	181,279			3,704

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
4 衛生費国庫負担金	0	84,249	84,249	1 保健衛生費負担金	84,249	新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金
計	1,975,273	84,249	2,059,522			

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	245,271	31,946	277,217	1 総務費補助金	31,946	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（事業者支援分）
3 衛生費国庫補助金	50,735	65,084	115,819	1 保健衛生費補助金	65,084	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金
計	936,326	97,030	1,033,356			

(款) 20 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	313,625	3,704	317,329	1 繰越金	3,704	前年度繰越金
計	313,625	3,704	317,329			

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
7 企画費	149,278	4,550	153,828	4,550			18 負担金、補助及び交付金	4,550	07 公共交通対策事業（政策） 18 新型コロナウイルス感染症対策交通事業者等支援金	4,550 4,550
計	1,634,417	4,550	1,638,967	4,550						

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

1 保健衛生 総務費	451,988	149,333	601,321	149,333				3 職員手当等	980	18 新型コロナウイルスワクチン接種事業 3 時間外勤務手当 7 ワクチン接種謝礼 10 消耗品費 11 通信運搬費 12 接種券等封入・封緘業務委託 12 相談体制等（コールセンター）設置委託 12 接種者情報等入力業務委託 12 ワクチン接種委託 12 集団接種会場運営業務委託 12 ワクチン配送業務委託 12 医療廃棄物処理委託 12 高齢者等接種会場送迎業務委託 12 マイナンバー情報連携に係るシステム改修委託 12 追加接種に伴うシステム改修委託 13 集団接種会場使用料 13 ディープフリーザー用蓄電池設備借上料	149,333 980 32,032 3,180 4,440 4,440 7,194 30,766 4,242 55,917 2,069 702 1,220 1,745 550 880 1,937 1,479									
								7 報償費	32,032											
								10 需用費	3,180											
								11 役務費	4,440											
								12 委託料	105,285											
								13 使用料及び賃借料	3,416											
								18 負担金、補助及び交付金	2,100			04 不妊治療費助成事業（政策） 18 不妊治療費補助金	2,100 2,100							
								計	1,869,460			151,433	2,020,893	149,333			2,100			

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
2 商工振興費	602,468	29,000	631,468	27,396			1,604	18 負担金、補助及び交付金	29,000	03 中小企業対策事業(政策) 18 事業者支援一時金 18 J P Q R 導入促進奨励金	29,000 25,000 4,000
計	869,364	29,000	898,364	27,396			1,604				

給 与 費 明 細 書

1 特別職

(単位 千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費					共 済 費	合 計	
		報 酬	給 料	期末手当 年間支給率 (月分)	その他 の手当	計			
補 正 後	長 等	3		23,004	7,386 (3.35)	3,193	33,583	4,483	38,066
	議 員	16	52,620		16,894 (3.35)		69,514	17,627	87,141
	その他の特別職	1,461	53,588				53,588	411	53,999
	計	1,480	106,208	23,004	24,280	3,193	156,685	22,521	179,206
補 正 前	長 等	3		23,004	7,386 (3.35)	3,193	33,583	4,483	38,066
	議 員	16	52,620		16,894 (3.35)		69,514	17,627	87,141
	その他の特別職	1,461	53,588				53,588	411	53,999
	計	1,480	106,208	23,004	24,280	3,193	156,685	22,521	179,206
比 較	長 等								
	議 員								
	その他の特別職								
	計								

2 一般職

(1)総括

(単位 千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職員手当	計		
補正後	372 (20) 【 210】	【 302,753】	1,441,963	1,018,807 【 60,464】	2,460,770 【 363,217】	452,618 【 54,994】	2,913,388 【 418,211】
補正前	372 (20) 【 210】	【 302,753】	1,441,963	1,017,827 【 60,464】	2,459,790 【 363,217】	452,618 【 54,994】	2,912,408 【 418,211】
比 較				980	980		980

()内は再任用短時間勤務職員数を別掲、【 】内は会計年度任用職員を別掲、会計年度任用職員の手当は期末手当のみとなる。

(単位 千円)

職員 手当 等の 内訳	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	通勤手当	時間外 勤務手当	特殊勤務 手当	管理職 手当	宿日直 手当	休日勤務 手当	夜間勤務 手当	退職手当	管理職員 特別勤務 手当	地域手当
	補正後	44,032	330,535	245,303	21,226	25,542	72,040	3,286	51,589	2,297	23,685	5,392	186,517	5,344	2,019
	補正前	44,032	330,535	245,303	21,226	25,542	71,060	3,286	51,589	2,297	23,685	5,392	186,517	5,344	2,019
	比 較						980								

議案第55号

かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年11月30日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「一の年」を「一の年度」に改め、同項第2号中「当該年」を「当該年度」に、「その年」を「その年度」に改め、同項第3号中「当該年」を「当該年度」に、「前年」を「前年度」に改め、同条第2項中「当該年」を「当該年度」に、「翌年」を「翌年度」に改める。

第16条第2項ただし書中「1の年」を「一の年度」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に在職する職員に係る令和4年度における年次休暇の日数については、この条例による改正後のかすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第12条第1項及び第2項の規定にかかわらず、令和4年1月1日（同日から施行日の前日までの間に新たに職員となった者にあつては、当該新たに職員となった日。以下「基準日」という。）においてこの条例による改正前のかすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第12条第1項の規定により令和4年に付与された年次休暇の日数及び同条第2項の規定により同年に繰り越された年次休暇の日数を加えた日数から、基準日から施行日の前日までの間に使用した年次休暇の日数を減じて得た日数に5日（再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等にあつては、その者の勤務時間等を考慮して5日を超えない範囲内で市長が別に定める日数）を加えた日数とする。
- 3 施行日の前日に在職する職員に係る令和4年度における組合休暇の日数については、改正後の条例第16条第2項の規定にかかわらず、改正前の条例第16条第1項の規定により付与された同条第2項に規定する組合休暇の日数から、基準日から施行日の前日までの間に使用した組合休暇の日数を減じて得た日数に7日及び4時間を加えた日数とする。

議案第56号

かすみがうら市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

かすみがうら市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年11月30日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する
条例

かすみがうら市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第2条中第9号を第10号とし、第2号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第2号として次の1号を加える。

(2) 新型コロナウイルス感染症防疫作業手当

第3条の次に次の1条を加える。

(新型コロナウイルス感染症防疫作業手当)

第3条の2 新型コロナウイルス感染症防疫作業手当は、職員が新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）から市民等

の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であつて規則で定める作業に従事した場合に、当該職員に対して支給する。この場合において、前条の規定は適用しない。

第12条第1項中「第10条まで」の次に「(第3条の2を除く。)」を加え、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 第3条の2に規定する手当の額は、1日(消防職員にあつては、1当務)につき1,500円を超えない範囲において、規則で定める。

附 則

この条例は、令和4年1月1日から施行する。

議案第 57 号

かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 3 年 11 月 30 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例の一部を改正する
条例

かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例（平成 28 年かすみがうら市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

別表働く女性の家の部料理実習室の項の次に次のように加える。

多目的室	940円	1,410円
------	------	--------

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第58号

かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年11月30日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例

かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成26年かすみがうら市条例第21号)の一部を次のように改正する。

目次中「小規模保育事業の区分」を「通則」に、
「第5章 事業所内保育事業（第42条—第48条）」を
「第5章 事業所内保育事業（第42条—第48条）
第6章 雑則（第49条）」に改める。

第3条の見出しを「(最低基準の目的)」に改め、同条中「される」の次に「こ
とを保障する」を加える。

第5条第5号中「次条第2号」を「次条第1項第2号」に改める。

第6条中「第3号」を「以下この条」に改め、同条第3号中「この号」の次
に「及び第4項第1号」を加え、同条に次の4項を加える。

- 2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。
 - (1) 家庭的保育事業者等と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
 - (2) 次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- 3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
 - (1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）
 - (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者
- 4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。
 - (1) 市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
 - (2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

5 前項（同項第2号に係る部分に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であつて、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第7条第2項中「1回は」の次に「、これを」を加える。

第10条中「兼ねる」を「兼ねさせる」に改める。

第13条中「等は、」の次に「利用乳幼児に対し」を加える。

第16条第1項第2号中「市町村（特別区を含む。第21条第2項において同じ。）」を「市」に改め、同条第2項中「に掲げる」を「の」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの（第24条に規定する家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居

宅に限る。)において家庭的保育事業を行う場合に限る。)

第18条第4号中「並びに保育の」を「並びに」に改め、同条第7号中「家庭的保育事業等の」を削る。

第3章第1節の節名を次のように改める。

第1節 通則

第27条に見出しとして「(小規模保育事業の区分)」を付する。

第28条第5号中「同号」を「前号」に改め、同条第7号中「次のアからクまで」を「次」に改め、同号イの表中「ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内」を「同条第1項の場合においては、当該」に、「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備(同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。)を有する付室」を「付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)」に、「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改める。

第29条第2項第1号中「3人」を「おおむね3人」に改め、同項第2号中「6人」を「おおむね6人」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

第29条第2項第4号中「30人」を「おおむね30人」に改め、同条第3項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

第31条第2項第1号中「3人」を「おおむね3人」に改め、同項第2号中「6人」を「おおむね6人」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号にお

いて同じ。)

第31条第2項第4号中「30人」を「おおむね30人」に改め、同条第3項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

第32条中「「小規模保育事業所A型」」を「「小規模保育事業A型」とあるのは「小規模保育事業B型」と、「小規模保育事業所A型」」に改める。

第35条中「C型は、」の次に「法第6条の3第10項の規定にかかわらず、その」を加える。

第37条第4号中「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加え、「本市」を「市」に改める。

第40条中「本市」を「市」に改め、「(以下この条において「居宅訪問型保育連携施設」という。)」を削る。

第41条中「とあり、並びに第25条」を「とあるのは「居宅訪問型保育事業者」と、第25条」に、「「家庭的保育事業者」とあるのは、「居宅訪問型保育事業者」」を「「家庭的保育事業者」とあるのは「居宅訪問型保育事業者」」に改める。

第42条中「行う者」の次に「(以下この章において「事業所内保育事業者」という。)」を加える。

第43条第5号中「幼児」の次に「(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものを受け入れる場合にあっては、当該児童を含む。以下この章において同じ。)」を加え、同条第8号中「次のアからクまで」を「次」に改め、同号イの表中「ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内」を「同条第1項の場合においては、当該」に、「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備(同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。)」を有す

る付室」を「付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改める。

第44条第2項第1号中「3人」を「おおむね3人」に改め、同項第2号中「6人」を「おおむね6人」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

第44条第2項第4号中「30人」を「おおむね30人」に改め、同条第3項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

第45条中「第6条第1号」を「第6条第1項第1号」に改め、同条に次の1項を加える。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第3条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第6条第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第47条第1項中「この条」の次に「及び次条」を加え、同条第2項第1号中「3人」を「おおむね3人」に改め、同項第2号中「6人」を「おおむね6人」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

第47条第2項第4号中「30人」を「おおむね30人」に改め、同条第3項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

第48条中「第47条第1項に規定する」を削り、「「小規模保育事業所A型」」を「「小規模保育事業A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業」

と、「小規模保育事業所A型」に改め、同条後段中「第48条において準用する」を削る。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

(電磁的記録)

第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附則第2条中「行う者」の次に「(次項において「施設等」という。)」を加え、「限る。)(第32条」を「限る。第32条」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、施行日以後に家庭的保育事業の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

附則第3条中「事業者等」の次に「(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)」を加え、「本市」を「市」に、「第6条本文」を「第6条第1項」に、「5年」を

「10年」に改める。

附則に次の4条を加える。

(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)

第6条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項に規定する確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める保育士の数の合計数が1となるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。

第7条 前条に規定する事情に鑑み、当分の間、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

第8条 附則第6条に規定する事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この条において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

第9条 前2条の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2条の規定の適用がないものとした場合の第29条第2項又は第44条第2項の規定により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第59号

かすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年11月30日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

かすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年かすみがうら市条例第20号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）」を

「第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）」

第4章 雑則（第53条）に

改める。

第2条第22号中「本市」を「市」に改める。

第3条第3項中「（法第59条に規定する「地域子ども・子育て支援事業」

をいう。以下同じ。)」を削り、同条第4項中「施設等を」を「又は特定地域型保育を」に、「従業者」を「職員」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」の次に「の数」を加え、同条第3項中「第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども」の次に「の数」を加え、同条第4項中「に規定する場合においては、特定教育・保育施設は、これらの項に規定する選考」を「の特定教育・保育施設は、選考」に改め、「当該」を削る。

第7条中「本市」を「市」に改める。

第8条中「（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。）」を削る。

第9条第1項中「教育・保育給付認定の」を「当該」に改める。

第14条第2項中「特定教育・保育を提供したことを証する書類」を「特定教育・提供証明書」に改める。

第15条第1項第1号中「この号及び次号において」を削り、同項第2号中「第9項」を「第11項」に改め、同項第4号中「指針」の次に「（以下「保育所指針」という。）」を加える。

第17条中「に対し、その」を「からの」に改める。

第19条中「本市」を「教育・保育給付認定を行った市町村」に改める。

第20条第4号中「特定教育・保育の提供を行わない」を「の提供を行わない」に改める。

第26条中「管理者は、」の次に「教育・保育給付認定子どもに対し」を加える。

第29条第1項中「（法第7条第4項に規定する教育・保育施設をいう。次項において同じ。）」及び「（同条第5項に規定する地域型保育をいう。次項及び第39条第4項において同じ。）を行う」を削る。

第30条第3項及び第4項中「本市」を「市」に改め、同条第5項中「本市」を「市」に改め、「内容を」の次に「市に」を加える。

第32条第1項第2号中「従業者」を「職員」に改め、同項第3号中「及び従業者」を「を開催するとともに、職員」に改め、同条第2項中「本市」を「市」に改める。

第33条中「の会計をその他の事業の」を「に係る会計をその他の事業に係る」に改める。

第34条第2項各号を次のように改める。

- (1) 第12条の規定による提供した特定教育・保育に係る記録
- (2) 第15条第1項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画
- (3) 第19条の規定による教育・保育給付認定を行った市町村への通知に係る記録
- (4) 第30条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (5) 第32条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第35条第2項中「第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」の次に「の数」を加え、同条第3項中「同項」を削り、「含む。）」の次に「と読み替えるもの」を加える。

第36条第2項中「第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」の次に「の数」を加え、同条第3項中「第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」の次に「の数」を、「第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども」の次に「の数」を、「除く。）」の次に「と読み替えるもの」を加える。

第37条第1項中「(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第27条)を「かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年かすみがうら市条例第21号。以下「家庭的保育事業等基準条例」という。)第28条」に、「B

型（同省令第27条）を「B型（家庭的保育事業等基準条例第31条第1項）に、「C型（同省令第27条）を「C型（家庭的保育事業等基準条例第33条）に改め、同条第2項中「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の次に「（平成26年厚生労働省令第61号）」を加える。

第38条中「事業の運営についての重要事項に関する規程の概要」を「運営規程の概要」に改め、「当該連携施設が行う」を削る。

第39条第2項中「第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども」の次に「の数」を加え、同条第3項中「前項に規定する場合には、」を削り、同項中「同項に規定する」を「前項の」に改め、同項中「当該」を削る。

第40条第1項中「本市」を「市」に改め、同条第2項中「同法」の次に「附則」を加え、「本市」を「市」に改める。

第42条第4項中「特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号」を「次のいずれかに該当するときは、第1項第3号」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第42条第5項中「前項」の次に「（第2号に係る部分に限る。）」を加え、「行う者」を「行う施設」に改め、同条第6項中「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」を「家庭的保育事業等基準条例」に改め、「あつては」

の次に「、第1項の規定にかかわらず」を加え、「本市」を「市」に改める。

第43条第6項ただし書中「同項」を「第4項」に改める。

第44条中「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針」を「保育所指針」に改める。

第46条第4号中「特定地域型保育の提供を行わない」を「提供を行わない」に改め、同条第7号中「特定地域型保育事業の利用に」を「利用に」に改める。

第49条第2項第1号中「第44条に定めるもの」を「保育所指針」に改め、同項第3号中「本市」を「市町村」に改める。

第50条中「特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下この項、第19条及び第36条第3項）」を「施設型給付費（法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下）」に、「特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第50条において準用する次項及び第19条において同じ。）に係る地域型保育給付費（法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいう。以下同じ。）」を「地域型保育給付費（法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において）」に、「及び第19条中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、同条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは第46条に規定する「事業の運営についての重要事項に関する規程」」を「中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」」に改める。

第51条第2項中「第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」の次に「の数」を加え、同条第3項後段中「法第19条第1項第1号又は」を「同号又は」に改め、同項中「「第2項から第4項まで」」を「「前3項」と読み替えるもの」に改める。

第52条第2項中「第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」の次に「の数」を加える。

本則に次の1章を加える。

第4章 雑則

(電磁的記録等)

第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育又は特定地域型保育の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

- ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- イ 特定教育・保育等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育又は特定地域型保育の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方式
- 5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2

項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

- 6 第2項から第5項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附則第2条及び第5条中「本市」を「市」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第60号

かすみがうら市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年11月30日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市国民健康保険条例の一部を改正する条例
かすみがうら市国民健康保険条例（平成17年かすみがうら市条例第100号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「40万4,000円」を「40万8,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係るかすみがうら市国民健康保険条例第5条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

議案第61号

かすみがうら市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準
を定める条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準を定める条
例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年11月30日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準
を定める条例の一部を改正する条例

かすみがうら市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準を定める条
例（平成26年かすみがうら市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第7号を次のように改める。

(7) 原則として、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「令」という。）第29条の9各号に掲げる区域を含まないこと。

第6条第1項第4号中「専用住宅」を「一戸建ての住宅」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、法第32条に規定する協議に係る事前

協議書又は第29条第1項本文、第35条の2第1項本文、第42条第1項ただし書若しくは第43条第1項本文の規定による許可に係る申請書が市長に提出された開発行為等については、この条例の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものに係る許可の基準については、この条例による改正後のかすみがうら市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準を定める条例第4条第1項第7号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第62号

令和3年度かすみがうら市一般会計補正予算（第8号）

令和3年度かすみがうら市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ321,378千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,627,795千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和3年11月30日提出

かすみがうら市長 坪井 透

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		3,102,532	153,368	3,255,900
	1 国庫負担金	2,059,522	149,575	2,209,097
	2 国庫補助金	1,033,356	3,793	1,037,149
16 県支出金		1,525,387	52,796	1,578,183
	1 県負担金	726,170	46,949	773,119
	2 県補助金	575,270	5,847	581,117
18 寄附金		29,904	8,954	38,858
	1 寄附金	29,904	8,954	38,858
20 繰越金		317,329	100,019	417,348
	1 繰越金	317,329	100,019	417,348
21 諸収入		545,588	6,241	551,829
	5 雑入	505,845	6,241	512,086
歳入合計		20,306,417	321,378	20,627,795

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		143,028	144	143,172
	1 議 会 費	143,028	144	143,172
2 総 務 費		2,029,601	74,572	2,104,173
	1 総 務 管 理 費	1,638,967	83,448	1,722,415
	2 徴 税 費	215,195	△6,839	208,356
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	116,554	△2,037	114,517
3 民 生 費		6,483,216	295,432	6,778,648
	1 社 会 福 祉 費	3,181,345	106,500	3,287,845
	2 児 童 福 祉 費	2,751,326	124,240	2,875,566
	3 生 活 保 護 費	550,545	64,692	615,237
4 衛 生 費		2,020,893	△17,985	2,002,908
	1 保 健 衛 生 費	2,020,893	△17,985	2,002,908
6 農 林 水 産 業 費		855,009	25,347	880,356
	1 農 業 費	821,311	25,347	846,658
7 商 工 費		898,364	△5,238	893,126
	1 商 工 費	898,364	△5,238	893,126
8 土 木 費		1,520,104	△6,167	1,513,937
	1 土 木 管 理 費	110,017	△6,841	103,176
	4 都 市 計 画 費	890,921	674	891,595
9 消 防 費		881,334	△25,639	855,695
	1 消 防 費	881,334	△25,639	855,695
10 教 育 費		3,342,273	△19,088	3,323,185

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 教 育 総 務 費	273,529	△506	273,023
	4 社 会 教 育 費	272,640	△18,582	254,058
歳 出	合 計	20,306,417	321,378	20,627,795

第 2 表 債務負担行為補正

1 追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
かすみがうら市交流センター等 指定管理料	令和3年度から令和8年度まで	135,084

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	5,308,625	0	5,308,625
2 地 方 譲 与 税	220,706	0	220,706
3 利 子 割 交 付 金	3,710	0	3,710
4 配 当 割 交 付 金	20,712	0	20,712
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	21,735	0	21,735
6 法 人 事 業 税 交 付 金	39,200	0	39,200
7 地 方 消 費 税 交 付 金	875,945	0	875,945
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	105,000	0	105,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金	20,681	0	20,681
10 地 方 特 例 交 付 金	41,900	0	41,900
11 地 方 交 付 税	3,750,000	0	3,750,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	6,480	0	6,480
13 分 担 金 及 び 負 担 金	83,963	0	83,963
14 使 用 料 及 び 手 数 料	49,232	0	49,232
15 国 庫 支 出 金	3,102,532	153,368	3,255,900
16 県 支 出 金	1,525,387	52,796	1,578,183
17 財 産 収 入	15,546	0	15,546
18 寄 附 金	29,904	8,954	38,858
19 繰 入 金	1,006,342	0	1,006,342
20 繰 越 金	317,329	100,019	417,348
21 諸 収 入	545,588	6,241	551,829

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
22 市 債	3,215,900	0	3,215,900
歳 入 合 計	20,306,417	321,378	20,627,795

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議 会 費	143,028	144	143,172				144
2 総 務 費	2,029,601	74,572	2,104,173			8,954	65,618
3 民 生 費	6,483,216	295,432	6,778,648	183,849			111,583
4 衛 生 費	2,020,893	△17,985	2,002,908	806			△18,791
5 労 働 費	54,172	0	54,172				
6 農 林 水 産 業 費	855,009	25,347	880,356	3,882		4,682	16,783
7 商 工 費	898,364	△5,238	893,126				△5,238
8 土 木 費	1,520,104	△6,167	1,513,937				△6,167
9 消 防 費	881,334	△25,639	855,695				△25,639
10 教 育 費	3,342,273	△19,088	3,323,185				△19,088
11 災 害 復 旧 費	2	0	2				
12 公 債 費	2,028,421	0	2,028,421				
13 予 備 費	50,000	0	50,000				
歳 出 合 計	20,306,417	321,378	20,627,795	188,537		13,636	119,205

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費国庫負担金	1,698,879	149,575	1,848,454	1 社会福祉費負担金	48,603	障害者自立支援給付費負担金 27,816
						障害児施設措置費(給付費等)負担金 20,787
				2 児童福祉費負担金	45,296	子どものための教育・保育給付費負担金
				4 生活保護費負担金	55,676	生活保護費負担金 38,049
計	2,059,522	149,575	2,209,097			過年度分生活保護費負担金 17,627

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

2 民生費国庫補助金	261,601	2,987	264,588	2 児童福祉費補助金	2,987	子育てのための施設等利用給付交付金 888
						子ども・子育て支援事業費補助金 2,099
3 衛生費国庫補助金	115,819	806	116,625	1 保健衛生費補助金	806	疾病予防対策事業費等補助金
計	1,033,356	3,793	1,037,149			

(款) 16 県支出金

(項) 1 県負担金

1 民生費県負担金	726,170	46,949	773,119	1 社会福祉費負担金	24,301	障害者自立支援給付費負担金 13,908
						障害児施設措置費(給付費等)負担金 10,393
				2 児童福祉費負担金	22,648	子どものための教育・保育給付費負担金
計	726,170	46,949	773,119			

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

2 民生費県補助金	303,617	1,965	305,582	4 児童福祉費補助金	1,965	保育対策総合支援事業費補助金 1,521
						子育てのための施設等利用給付交付金 444
4 農林水産業費 県補助金	146,202	3,882	150,084	1 農業費補助金	3,882	機構集積協力金交付事業費補助金 432
						儲かる産地支援事業費補助金 3,450
計	575,270	5,847	581,117			

(款) 18 寄附金

(項) 1 寄附金

1 寄附金	29,904	8,954	38,858	1 寄附金	8,954	ふるさと応援寄附金
計	29,904	8,954	38,858			

(款) 20 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	317,329	100,019	417,348	1 繰越金	100,019	前年度繰越金
計	317,329	100,019	417,348			

(款) 21 諸収入

(項) 5 雑入

7 雑入	467,256	6,241	473,497	1 雑入	6,241	多面的機能支払交付金返還金
計	505,845	6,241	512,086			

3 歳 出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一財	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 議会費	143,028	144	143,172				144	2 給料 △49	01 職員等人件費 144	
								3 職員手当等 267	2 一般職給料 △49	
								4 共済費 △74	3 扶養手当 78	
									3 通勤手当 69	
									3 期末手当 105	
									3 勤勉手当 15	
									4 共済組合負担金 △74	
計	143,028	144	143,172				144			

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

1 一般管理費	888,161	71,689	959,850				71,689	2 給料 36,760	01 職員等人件費 71,689
								3 職員手当等 23,017	2 一般職給料 36,760
								4 共済費 11,912	3 扶養手当 566
									3 通勤手当 272
									3 管理職手当 1,737
									3 期末手当 8,154
									3 勤勉手当 6,409
									3 退職手当 1,032
									3 退職手当特別負担金 3,938
									3 児童手当 535
									3 単身赴任手当 360
									3 地域手当 14
									4 共済組合負担金 11,659
									4 社会保険料 253
6 財産管理費	161,182	8,954	170,136			8,954		24 積立金 8,954	07 基金運用事業 8,954
									24 地域づくり基金積立金 8,954
7 企画費	153,828	330	154,158				330	13 使用料及び賃借料 330	02 企画調整事業 330
									13 システム使用料 330
11 情報管理費	170,130	2,475	172,605				2,475	11 役務費 110	07 電子自治体推進事業(政策) 2,475
								18 負担金、補助及び交付金 2,365	11 手数料 110
									18 茨城県共同システム整備運営協議会負担金 2,365
計	1,638,967	83,448	1,722,415			8,954	74,494		

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

1 税務総務費	134,842	△6,839	128,003				△6,839	2 給料 △4,260	01 職員等人件費 △6,839
								3 職員手当等 △1,462	2 一般職給料 △4,260
									3 扶養手当 42

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
(1 税務総務費)							4 共済費	△1,117	3 通勤手当 79 3 住居手当 △654 3 期末手当 △423 3 勤勉手当 △506 4 共済組合負担金 △1,117	
計	215,195	△6,839	208,356					△6,839		

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	115,152	△2,037	113,115				△2,037	2 給料 △1,942 3 職員手当等 175 4 共済費 △270	01 職員等人件費 △2,037 2 一般職給料 △1,942 3 扶養手当 498 3 住居手当 204 3 管理職手当 27 3 期末手当 △331 3 勤勉手当 △223 4 共済組合負担金 △270
計	116,554	△2,037	114,517				△2,037		

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1 社会福祉総務費	622,224	5,134	627,358				5,134	27 繰出金 5,134	13 国民健康保険特別会計繰出事業 5,134 27 国民健康保険特別会計繰出金 5,134
3 障害者福祉費	961,843	106,675	1,068,518	72,904			33,771	19 扶助費 97,208 22 償還金、利子及び割引料 9,467	05 障害者自立支援事業 106,675 19 障害福祉サービス費事業 55,633 19 障害児給付費事業 41,575 22 国庫負担金等超過交付金返還金 9,467
4 国民年金費	4,660	524	5,184				524	2 給料 78 3 職員手当等 90 4 共済費 26 12 委託料 330	01 職員等人件費 194 2 一般職給料 78 3 期末手当 29 3 勤勉手当 61 4 共済組合負担金 26 02 国民年金事務事業 330 12 電算システム改修委託 330
7 介護保険費	620,176	△5,833	614,343				△5,833	27 繰出金 △5,833	04 介護保険特別会計繰出事業 △5,833 27 介護保険特別会計繰出金 △5,833
計	3,181,345	106,500	3,287,845	72,904			33,596		

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
2 児童措置費	816,586	12,946	829,532	2,099			10,847	10 需用費	119	02 児童扶養手当支給事業 22 国庫負担金等超過交付金返還金 05 児童手当支給事業 10 印刷製本費 12 児童手当システム改修委託 22 国庫負担金等超過交付金返還金	10,175 2,771 119 1,980 672
								12 委託料	1,980		
								22 償還金、利子及び割引料	10,847		
3 保育所費	370,663	△2,752	367,911				△2,752	2 給料	△6,895	01 職員等人件費 2 一般職給料 3 扶養手当 3 住居手当 3 期末手当 4 共済組合負担金 4 社会保険料 05 やまゆり保育所管理運営事業 14 やまゆり保育所遊戯室照明LED交換工事 14 やまゆり保育所所庭側通路柱塗装工事 14 やまゆり保育所合併処理浄化槽プロアモーター交換工事	△5,663 △6,895 △318 312 △804 3,214 △1,172 2,911 1,062 969 880
								3 職員手当等	△810		
								4 共済費	2,042		
								14 工事請負費	2,911		
4 児童福祉施設費	982,254	120,248	1,102,502	70,797			49,451	12 委託料	824	02 広域委託事業 12 広域入所(公立)委託 04 民間保育所事業(政策) 18 保育対策総合支援事業費補助金 22 国庫補助金等返還金 05 認定こども園事業 19 市内認定こども園給付費 19 施設等利用費(認可外保育施設) 22 国庫補助金等返還金	824 824 27,362 2,004 25,358 92,062 89,769 1,776 517
								18 負担金、補助及び交付金	2,004		
								19 扶助費	91,545		
								22 償還金、利子及び割引料	25,875		
5 児童館費	66,756	△6,202	60,554				△6,202	2 給料	△3,611	01 職員等人件費 2 一般職給料 3 扶養手当 3 通勤手当 3 期末手当 3 勤勉手当	△6,202 △3,611 △120 62 △731 △642
								3 職員手当等	△1,431		
								4 共済費	△1,160		

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国庫支出金	地方債	その他				
(5児童館費)									4 共済組合負担金	△1,160
計	2,751,326	124,240	2,875,566	72,896			51,344			

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

1生活保護 総務費	147,046	13,960	161,006				13,960	2 給料	△3,246	01 職員等人件費	△4,863	
								3 職員 手当等	△856		2 一般職給料	△3,246
								4 共済費	△761		3 扶養手当	318
								22 償還金 、利子 及び 割引料	18,823		3 住居手当	△198
										3 期末手当	△579	
										3 勤勉手当	△397	
										4 共済組合負担金	△761	
										02 生活保護等総務事業	18,823	
										22 国庫負担金等超過交付返還 金	18,823	
2 扶助費	403,499	50,732	454,231	38,049			12,683	19 扶助費	50,732	02 生活保護等扶助事業	50,732	
										19 介護扶助費	4,330	
										19 医療扶助費	46,402	
計	550,545	64,692	615,237	38,049			26,643					

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

1保健衛生 総務費	601,321	△14,825	586,496				△14,825	2 給料	△9,792	01 職員等人件費	△15,314	
								3 職員 手当等	△3,313		2 一般職給料	△9,792
								4 共済費	△2,209		3 扶養手当	△342
								22 償還金 、利子 及び 割引料	489		3 住居手当	338
										3 管理職手当	△126	
										3 期末手当	△1,899	
										3 勤勉手当	△1,284	
										4 共済組合負担金	△2,209	
										16 感染症対策事業	489	
										22 国庫支出金等返還金	489	
3 保健事業 費	47,613	1,870	49,483	806			1,064	12 委託料	1,870	02 各種検診事業	1,870	
										12 健(検)診結果の利活用 に向けた情報標準化整備事業 に伴うシステム改修業務委 託	1,870	
5 保健セン ター費	101,369	1,793	103,162				1,793	12 委託料	1,793	03 ウェルネスプラザ管理運営事業 (政策)	1,793	
										12 ウェルネスプラザ駐車場整 備設計委託	1,793	

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
7旧新治地方広域事務組合施設解体費	684,263	△6,823	677,440				△6,823	2給料 3職員手当等 4共済費	△3,733 △2,142 △948	01 職員等人件費 2 一般職給料 3 扶養手当 3 期末手当 3 勤勉手当 3 退職手当 4 共済組合負担金	△6,823 △3,733 △156 △819 △663 △504 △948
計	2,020,893	△17,985	2,002,908	806			△18,791				

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

1 農業委員会費	55,154	143	55,297				143	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	273 △356 226	01 職員等人件費 2 一般職給料 3 扶養手当 4 共済組合負担金	143 273 △356 226
2 農業総務費	386,070	9,985	396,055				9,985	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	6,742 897 2,346	01 職員等人件費 2 一般職給料 3 扶養手当 3 通勤手当 3 住居手当 4 共済組合負担金	9,985 6,742 180 291 426 2,346
3 農業振興費	125,586	7,332	132,918	3,882			3,450	18 負担金、補助及び交付金	7,332	06 園芸振興事業(政策) 18 儲かる産地支援事業費補助金 13 農地中間管理事業(政策) 18 機構集積協力金	6,900 6,900 432 432
8 農地費	203,194	7,887	211,081			4,682	3,205	18 負担金、補助及び交付金 22 償還金、利子及び割引料	3,205 4,682	03 土地改良整備支援事業(政策) 18 県単土地改良上乘せ補助金 08 農地維持・資源向上対策事業 22 県交付金等返還金	3,205 3,205 4,682 4,682
計	821,311	25,347	846,658	3,882		4,682	16,783				

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

1 商工総務費	70,201	△13,726	56,475				△13,726	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	△8,618 △2,970 △2,138	01 職員等人件費 2 一般職給料 3 扶養手当 3 住居手当	△13,726 △8,618 300 △306
---------	--------	---------	--------	--	--	--	---------	--------------------------	----------------------------	---	---

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
(1 商工総務費)									3 期末手当 $\Delta 1,722$ 3 勤勉手当 $\Delta 1,242$ 4 共済組合負担金 $\Delta 1,663$ 4 社会保険料 $\Delta 475$	
3 観光費	153,638	8,488	162,126				8,488	7 報償費 4,084 12 委託料 4,404	09 雪入ふれあいの里公園等管理運営事業(政策) 3,086 12 三ツ石森林公園休憩所整備計画委託 468 12 三ツ石森林公園周辺遊歩道用地測量業務委託 2,618 14 ふるさと応援事業(政策) 5,402 7 ふるさと応援寄附金謝礼品 4,084 12 ふるさと納税一括業務委託 1,182 12 ふるさと納税証明書発行等業務委託 136	
計	898,364	$\Delta 5,238$	893,126				$\Delta 5,238$			

(款) 8 土木費

(項) 1 土木管理費

1 土木総務費	110,017	$\Delta 6,841$	103,176				$\Delta 6,841$	2 給料 $\Delta 5,356$ 4 共済費 $\Delta 1,485$	01 職員等人件費 $\Delta 6,841$ 2 一般職給料 $\Delta 5,356$ 4 共済組合負担金 $\Delta 1,010$ 4 社会保険料 $\Delta 475$
計	110,017	$\Delta 6,841$	103,176				$\Delta 6,841$		

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

1 都市計画総務費	874,626	674	875,300				674	2 給料 700 3 職員手当等 $\Delta 223$ 4 共済費 197	01 職員等人件費 674 2 一般職給料 700 3 扶養手当 $\Delta 45$ 3 住居手当 6 3 勤勉手当 $\Delta 184$ 4 共済組合負担金 197
計	890,921	674	891,595				674		

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

1 常備消防費	673,938	$\Delta 25,639$	648,299				$\Delta 25,639$	2 給料 $\Delta 13,308$ 3 職員手当等 $\Delta 7,554$ 4 共済費 $\Delta 4,777$	01 職員等人件費 $\Delta 25,639$ 2 消防職給料 $\Delta 13,308$ 3 扶養手当 $\Delta 249$ 3 通勤手当 $\Delta 100$ 3 管理職手当 $\Delta 1,321$ 3 期末手当 $\Delta 3,751$
---------	---------	-----------------	---------	--	--	--	-----------------	--	--

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特定財源	一財	一般	区分	金額	
(1 常備消防費)									3 勤勉手当 2,857 3 地域手当 724 4 共済組合負担金 4,499 4 社会保険料 278
計	881,334	△25,639	855,695				△25,639		

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

2 事務局費	111,257	△506	110,751				△506	2 給料 31 3 職員手当等 30 4 共済費 567	01 職員等人件費 △506 2 一般職給料 31 3 扶養手当 618 3 通勤手当 61 3 管理職手当 421 3 期末手当 106 3 勤勉手当 60 4 共済組合負担金 567
計	273,529	△506	273,023				△506		

(款) 10 教育費

(項) 4 社会教育費

1 社会教育総務費	71,211	△8,299	62,912				△8,299	2 給料 4,986 3 職員手当等 2,214 4 共済費 1,099	01 職員等人件費 △8,299 2 一般職給料 4,986 3 扶養手当 60 3 通勤手当 205 3 住居手当 600 3 期末手当 748 3 勤勉手当 601 4 共済組合負担金 674 4 社会保険料 425
2 公民館費	80,333	△4,372	75,961				△4,372	2 給料 2,446 3 職員手当等 1,266 4 共済費 660	01 職員等人件費 △4,372 2 一般職給料 2,446 3 扶養手当 258 3 期末手当 562 3 勤勉手当 446 4 共済組合負担金 644 4 社会保険料 16
4 図書館費	51,976	△4,154	47,822				△4,154	2 給料 2,696 3 職員手当等 963 4 共済費 495	01 職員等人件費 △4,154 2 一般職給料 2,696 3 扶養手当 78 3 管理職手当 422 3 期末手当 383 3 勤勉手当 236

(款) 10 教育費

(項) 4 社会教育費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
(4) 図書館費									4 共済組合負担金 △81 4 社会保険料 △414	
5 歴史博物館費	59,725	△1,757	57,968				△1,757	2 給料 △1,024 3 職員手当等 △464 4 共済費 △269	01 職員等人件費 △1,757 2 一般職給料 △1,024 3 扶養手当 △78 3 通勤手当 61 3 期末手当 △192 3 勤勉手当 △255 4 共済組合負担金 △123 4 社会保険料 △146	
計	272,640	△18,582	254,058				△18,582			

給 与 費 明 細 書

1 特別職

(単位 千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費					共 済 費	合 計	
		報 酬	給 料	期末手当 年間支給率 (月分)	その他 の手当	計			
補 正 後	長 等	3		23,004	7,386 (3.35)	3,193	33,583	4,483	38,066
	議 員	16	52,620		16,894 (3.35)		69,514	17,627	87,141
	その他の特別職	1,461	53,588				53,588	411	53,999
	計	1,480	106,208	23,004	24,280	3,193	156,685	22,521	179,206
補 正 前	長 等	3		23,004	7,386 (3.35)	3,193	33,583	4,483	38,066
	議 員	16	52,620		16,894 (3.35)		69,514	17,627	87,141
	その他の特別職	1,461	53,588				53,588	411	53,999
	計	1,480	106,208	23,004	24,280	3,193	156,685	22,521	179,206
比 較	長 等								
	議 員								
	その他の特別職								
	計								

2 一般職

(1)総括

(単位 千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職員手当	計		
補正後	376 (13) 【 210】	【 302,753】	1,414,585	1,012,426 【 60,464】	2,427,011 【 363,217】	454,486 【 54,994】	2,881,497 【 418,211】
補正前	372 (20) 【 210】	【 302,753】	1,441,963	1,018,807 【 60,464】	2,460,770 【 363,217】	452,618 【 54,994】	2,913,388 【 418,211】
比 較	4 (△ 7)		△ 27,378	△ 6,381	△ 33,759	1,868	△ 31,891

()内は再任用短時間勤務職員数を別掲、【 】内は会計年度任用職員を別掲、会計年度任用職員の手当は期末手当のみとなる。

(単位 千円)

職員 手当 等の 内訳	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	通勤手当	時間外 勤務手当	特殊勤務 手当	管理職 手当	宿日直 手当	休日勤務 手当	夜間勤務 手当	退職手当	管理職員 特別勤務 手当	地域手当
	補正後		43,492	325,985	242,312	20,754	26,132	72,040	3,286	51,905	2,297	23,685	5,392	187,045	5,344
補正前		44,032	330,535	245,303	21,226	25,542	72,040	3,286	51,589	2,297	23,685	5,392	186,517	5,344	2,019
比 較		△ 540	△ 4,550	△ 2,991	△ 472	590			316				528		738

議案第63号

令和3年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和3年度かすみがうら市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,134千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,053,134千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年11月30日提出

かすみがうら市長 坪井 透

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		302,331	5,134	307,465
	1 一般会計繰入金	302,330	5,134	307,464
歳入	合計	4,048,000	5,134	4,053,134

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		45,419	5,134	50,553
	1 総務管理費	44,108	5,134	49,242
歳出合計		4,048,000	5,134	4,053,134

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	836,367	0	836,367
2 使用料及び手数料	600	0	600
3 国庫支出金	1	0	1
4 県支出金	2,894,239	0	2,894,239
5 財産収入	2	0	2
6 繰入金	302,331	5,134	307,465
7 繰越金	1	0	1
8 諸収入	14,459	0	14,459
歳入合計	4,048,000	5,134	4,053,134

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	45,419	5,134	50,553				5,134
2 保 険 給 付 費	2,857,224	0	2,857,224				
3 国民健康保険事業費納付金	1,054,758	0	1,054,758				
4 共 同 事 業 拠 出 金	1	0	1				
5 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1	0	1				
6 保 健 事 業 費	60,803	0	60,803				
7 基 金 積 立 金	9,689	0	9,689				
8 諸 支 出 金	5,105	0	5,105				
9 予 備 費	15,000	0	15,000				
歳 出 合 計	4,048,000	5,134	4,053,134				5,134

2 歳 入

(款) 6 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 一般会計繰入金	302,330	5,134	307,464	1 一般会計繰入金	5,134	職員給与費等
計	302,330	5,134	307,464			

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明			
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他						
1 一般管理費	42,671	5,134	47,805				5,134	2 給 料	3,396	01 職員等人件費	5,134	
								3 職 員 手当等	803		2 一般職員給料	3,396
								4 共済費	935		3 通勤手当	24
											3 勤勉手当	141
											3 退職手当	458
											3 児童手当	180
											4 共済組合負担金	935
計	44,108	5,134	49,242				5,134					

給 与 費 明 細 書

1 特別職

(単位 千円)

区 分		職員数(人)	給 与 費				共 済 費	合 計
			報 酬	給 料	期末手当	その他の手当		
補 正 後	長 等 議 員							
	その他の特別職	10	243			243		243
	計	10	243			243		243
補 正 前	長 等 議 員							
	その他の特別職	10	243			243		243
	計	10	243			243		243
比 較	長 等 議 員							
	その他の特別職							
	計							

2 一般職

(1)総括

(単位 千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職員手当	計		
補正後	5 (0) 【2】	【4,361】	16,582	9,276 【927】	25,858 【5,288】	5,153 【896】	31,011 【6,184】
補正前	4 (0) 【2】	【4,361】	13,186	8,653 【927】	21,839 【5,288】	4,218 【896】	26,057 【6,184】
比 較	1		3,396	623	4,019	935	4,954

()内は再任用短時間勤務職員数を別掲、【 】内は会計年度任用職員を別掲、会計年度任用職員の手当は期末手当のみとなる。

(単位 千円)

職員 手当 等の 内訳	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	通勤手当	時間外 勤務手当	特殊勤務 手当	管理職 手当	宿日直 手当	休日勤務 手当	夜間勤務 手当	退職手当	管理職員 特別勤務 手当	地域手当
		補正後	120	2,911	2,310	288	208	1,200							2,239
補正前	120	2,911	2,169	288	184	1,200							1,781		
比 較				141		24							458		

議案第64号

令和3年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和3年度かすみがうら市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ847千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ904,047千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年11月30日提出

かすみがうら市長 坪井 透

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		1	847	848
	1 繰越金	1	847	848
歳入	合計	903,200	847	904,047

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		897,264	847	898,111
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	897,264	847	898,111
歳 出	合 計	903,200	847	904,047

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料	396,611	0	396,611
2 使用料及び手数料	1	0	1
3 繰入金	505,586	0	505,586
4 繰越金	1	847	848
5 諸収入	1,001	0	1,001
歳入合計	903,200	847	904,047

歳 出 (単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	3,935	0	3,935				
2 後期高齢者医療広域連合納付金	897,264	847	898,111				847
3 諸 支 出 金	1,001	0	1,001				
4 予 備 費	1,000	0	1,000				
歳 出 合 計	903,200	847	904,047				847

2 歳 入

(款) 4 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 繰 越 金	1	847	848	1 繰 越 金	847	繰越金
計	1	847	848			

3 歳 出

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 後期高齢者医療広域連合納付金	897,264	847	898,111				847	18 負担金、補助及び交付金	847	01 後期高齢者医療広域連合納付事業 18 被保険者保険料等	847 847
計	897,264	847	898,111				847				

議案第65号

令和3年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和3年度かすみがうら市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,089千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,908,751千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年11月30日提出

かすみがうら市長 坪井 透

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰 入 金		706,601	△5,833	700,768
	1 一 般 会 計 繰 入 金	611,043	△5,833	605,210
8 繰 越 金		2,062	6,922	8,984
	1 繰 越 金	2,062	6,922	8,984
歳 入 合 計		3,907,662	1,089	3,908,751

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		100,871	△5,833	95,038
	1 総務管理費	74,515	△5,833	68,682
4 地域支援事業費		120,621	186	120,807
	3 包括的支援事業・任意事業費	73,216	186	73,402
7 諸支出金		2,064	6,736	8,800
	1 償還金及び還付加算金	2,062	6,736	8,798
歳出合計		3,907,662	1,089	3,908,751

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 保険料	813,500	0	813,500
2 使用料及び手数料	100	0	100
3 国庫支出金	823,987	0	823,987
4 支払基金交付金	988,247	0	988,247
5 県支出金	551,777	0	551,777
6 財産収入	35	0	35
7 繰入金	706,601	△5,833	700,768
8 繰越金	2,062	6,922	8,984
9 諸収入	10,024	0	10,024
10 介護サービス収入	11,329	0	11,329
歳入合計	3,907,662	1,089	3,908,751

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	100,871	△5,833	95,038				△5,833
2 保 険 給 付 費	3,659,391	0	3,659,391				
3 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1	0	1				
4 地 域 支 援 事 業 費	120,621	186	120,807				186
5 介 護 サ ー ビ ス 事 業 費	14,679	0	14,679				
6 基 金 積 立 金	35	0	35				
7 諸 支 出 金	2,064	6,736	8,800				6,736
8 予 備 費	10,000	0	10,000				
歳 出 合 計	3,907,662	1,089	3,908,751				1,089

2 歳 入

(款) 7 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
5 その他一般会計繰入金	100,591	△5,833	94,758	1 職員給与費等繰入金	△5,833	職員給与費等繰入金
計	611,043	△5,833	605,210			

(款) 8 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	2,062	6,922	8,984	1 繰越金	6,922	前年度繰越金
計	2,062	6,922	8,984			

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一財源	区分		金額	
				国庫支出金	地方債	その他					
1 一般管理費	74,515	△5,833	68,682				△5,833	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	△3,484 △1,375 △974	01 職員等人件費 2 一般職給料 3 扶養手当 3 通勤手当 3 住居手当 3 期末手当 3 勤勉手当 3 退職手当 3 児童手当 4 共済組合負担金	△5,833 △3,484 △180 34 15 △556 △378 △430 120 △974
計	74,515	△5,833	68,682				△5,833				

(款) 4 地域支援事業費

(項) 3 包括的支援事業・任意事業費

2 地域包括支援センター費	41,070	186	41,256				186	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	64 93 29	01 職員等人件費 2 一般職給料 3 期末手当 3 勤勉手当 3 退職手当 4 共済組合負担金	186 64 63 22 8 29
計	73,216	186	73,402				186				

(款) 7 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

2 償還金	1,062	6,736	7,798				6,736	22 償還金、利子及び割引料	6,736	01 国庫支出金等返還事業 22 国庫支出金等返還金	6,736 6,736
計	2,062	6,736	8,798				6,736				

給 与 費 明 細 書

1 特別職

(単位 千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	期末手当	その他の手当		
補 正 後	長 等 議 員						
	その他の特別職	28	5,341			5,341	5,341
	計	28	5,341			5,341	5,341
補 正 前	長 等 議 員						
	その他の特別職	28	5,341			5,341	5,341
	計	28	5,341			5,341	5,341
比 較	長 等 議 員						
	その他の特別職						
	計						

2 一般職

(1)総括

(単位 千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職員手当	計		
補正後	10 (0) 【6】	【13,260】	35,529	22,249 【2,819】	57,778 【16,079】	11,032 【2,193】	68,810 【18,272】
補正前	11 (0) 【6】	【13,260】	38,949	23,651 【2,819】	62,600 【16,079】	11,977 【2,193】	74,577 【18,272】
比 較	△ 1		△ 3,420	△ 1,402	△ 4,822	△ 945	△ 5,767

()内は再任用短時間勤務職員数を別掲、【 】内は会計年度任用職員を別掲、会計年度任用職員の手当は期末手当のみとなる。

(単位 千円)

職員 手当 等の 内訳	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	通勤手当	時間外 勤務手当	特殊勤務 手当	管理職 手当	宿日直 手当	休日勤務 手当	夜間勤務 手当	退職手当	管理職員 特別勤務 手当	地域手当
	補正後	198	8,242	6,153	533	684	1,153		449				4,837		
	補正前	378	8,735	6,509	518	650	1,153		449				5,259		
	比 較	△ 180	△ 493	△ 356	15	34							△ 422		

議案第66号

(仮称)千代田中学校区義務教育学校整備工事建築工事変更請負
契約の締結について

次のとおり工事変更請負契約を締結することについて、かすみがうら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第51号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年11月30日提出

かすみがうら市長 坪井 透

- 1 工 事 名 (仮称)千代田中学校区義務教育学校整備工事
建築工事
- 2 工 事 場 所 かすみがうら市 上佐谷 地内
- 3 変更前の契約金額 1,388,200,000円
- 4 今回変更契約額 28,600,000円 増額
- 5 変更後の契約金額 1,416,800,000円
- 6 契約の相手方 田中・宮本特定建設工事共同企業体
代表者 茨城県筑西市藤ヶ谷2075番地
株式会社田中工務店
代表取締役 田中 邦明
構成員 茨城県かすみがうら市岩坪正仏田2204
株式会社宮本建設工業
代表取締役 宮本 正己

議案第67号

かすみがうら市交流センター等の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年11月30日提出

かすみがうら市長 坪井 透

1 指定管理者となる団体

かすみがうら市大和田562番地

株式会社 かすみがうら未来づくりカンパニー

代表取締役 今野 浩紹

2 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

議案第68号

公の施設の区域外設置に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第1項の規定により、別紙協議書のとおり土浦市道Ⅰ級42号線の一部をかすみがうら市の区域に設置することについて、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和3年11月30日提出

かすみがうら市長 坪井 透

土浦市道 I 級 4 2 号線の区域外設置に関する協議書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 3 第 1 項の規定により
土浦市道 I 級 4 2 号線の一部をかすみがうら市の区域に下記のとおり設置する。

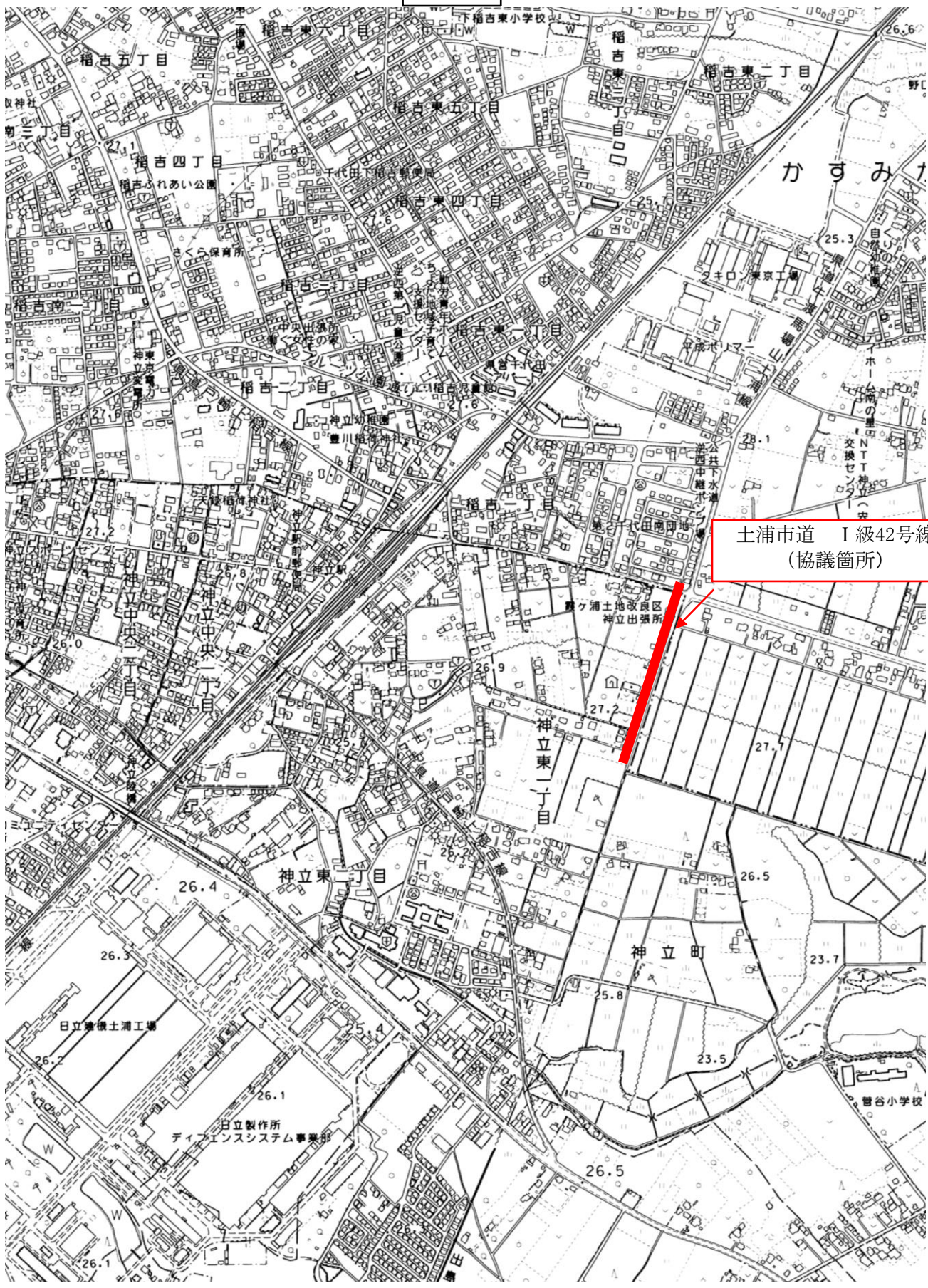
令和 年 月 日

土 浦 市 長 安藤 真理子

かすみがうら市長 坪 井 透

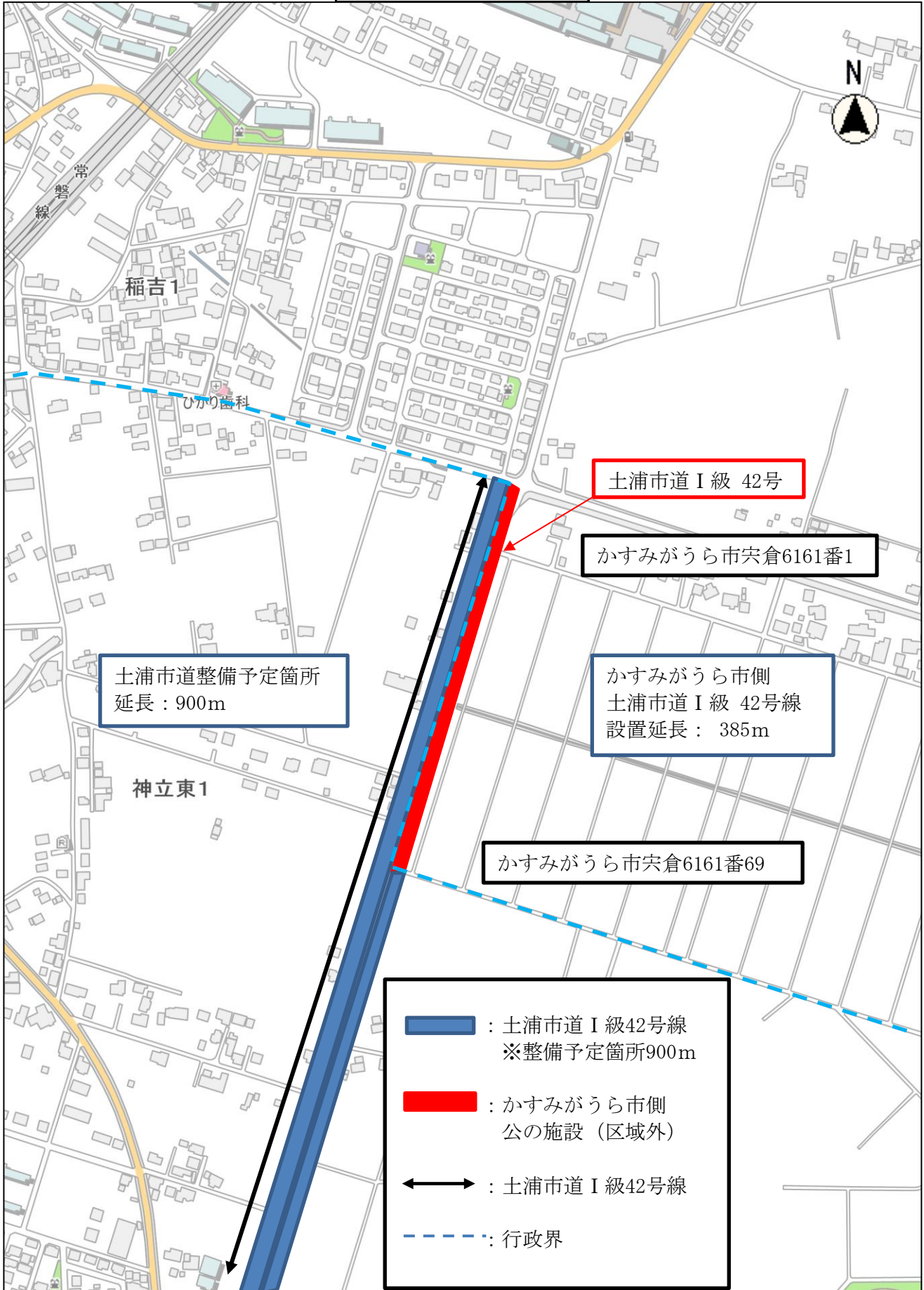
- 1 施設の名称 土浦市道 I 級 4 2 号線
- 2 設置の場所 かすみがうら市宍倉 6 1 6 1 番 1 から
かすみがうら市宍倉 6 1 6 1 番 6 9 まで
- 3 位 置 図 別紙のとおり
- 4 経費の負担 道路施設の設置に関する経費については、両市が負担するものとし、その負担割合は、別に定めるものとする。
- 5 そ の 他 この協議書に定めないことについては、その都度両市で協議を行い定めるものとする。

位置図



土浦市道 I級42号線
(協議箇所)

詳細位置図



議案第69号

市道路線の認定について

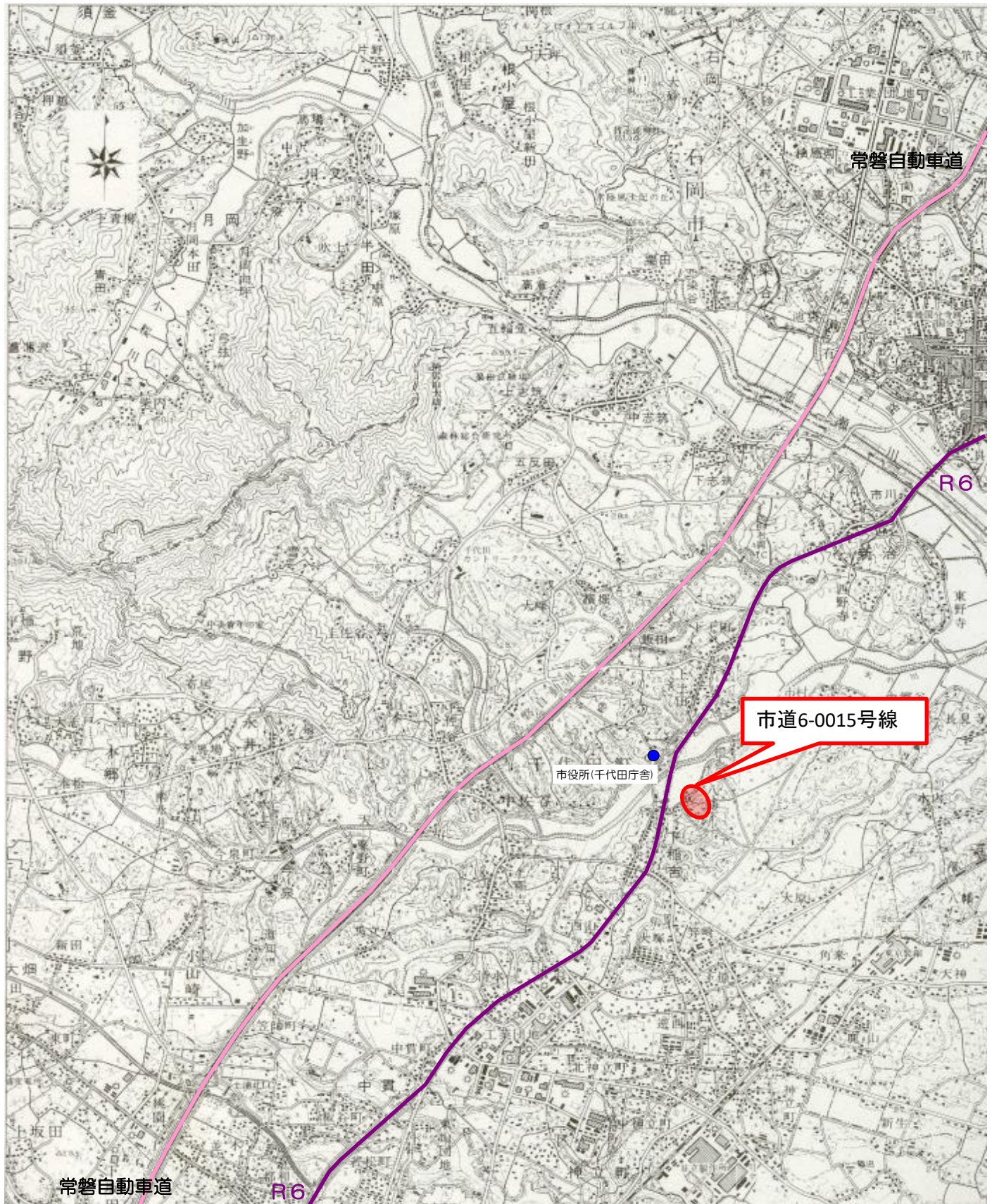
市道に認定することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和3年11月30日提出

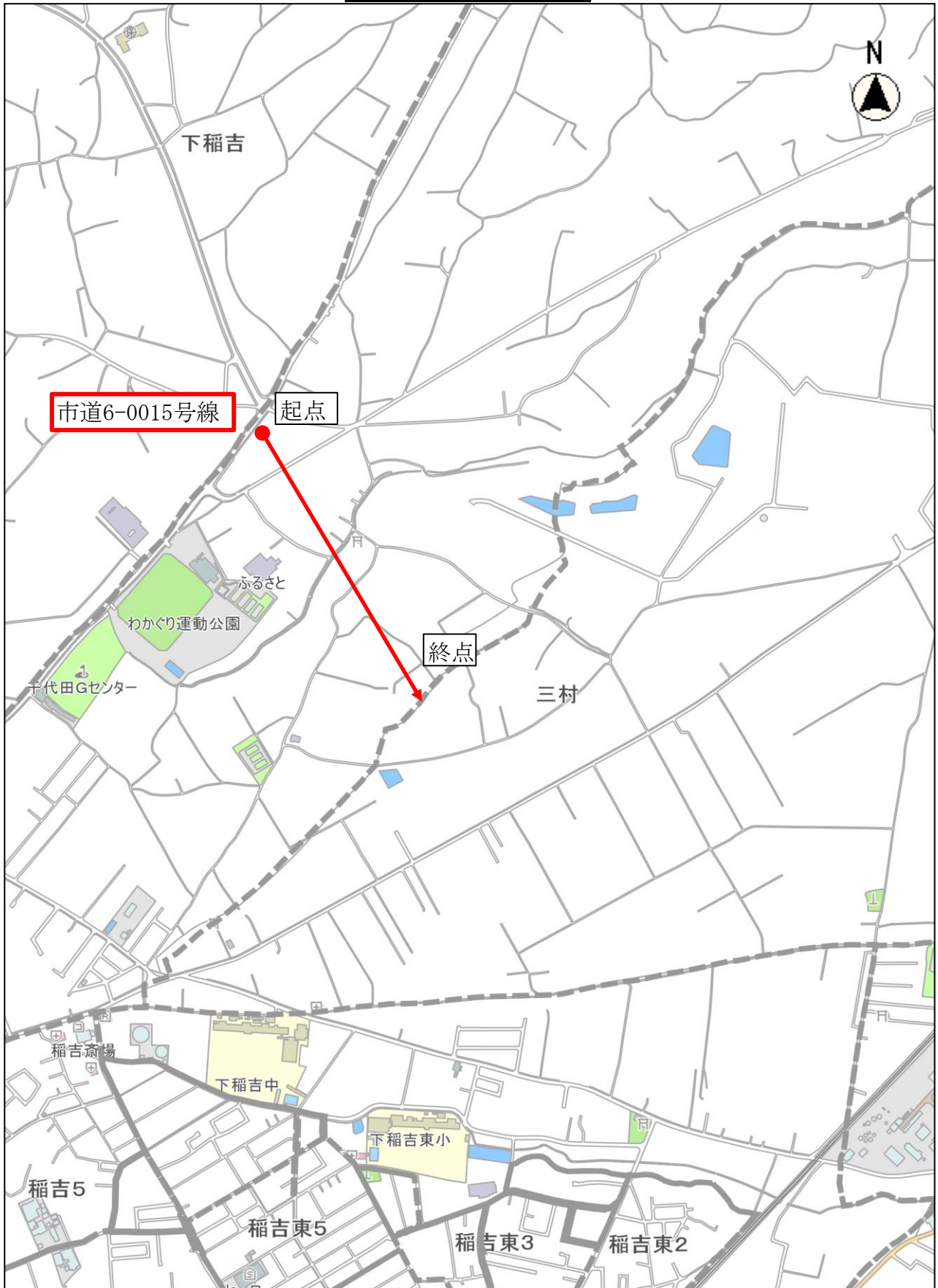
かすみがうら市長 坪井 透

路線名		道路区域(区間)		敷地の幅員	総延長
種別	番号	起点側(地番)	終点側(地番)	最小～最大(m)	(m)
I級	6-0015	新治字江子田 1797番1	新治字江子田 前1758番4	13.00～17.00	600.00

路線認定位置図（千代田地区）



詳細位置図(認定図)



議案第70号

市道路線の認定について

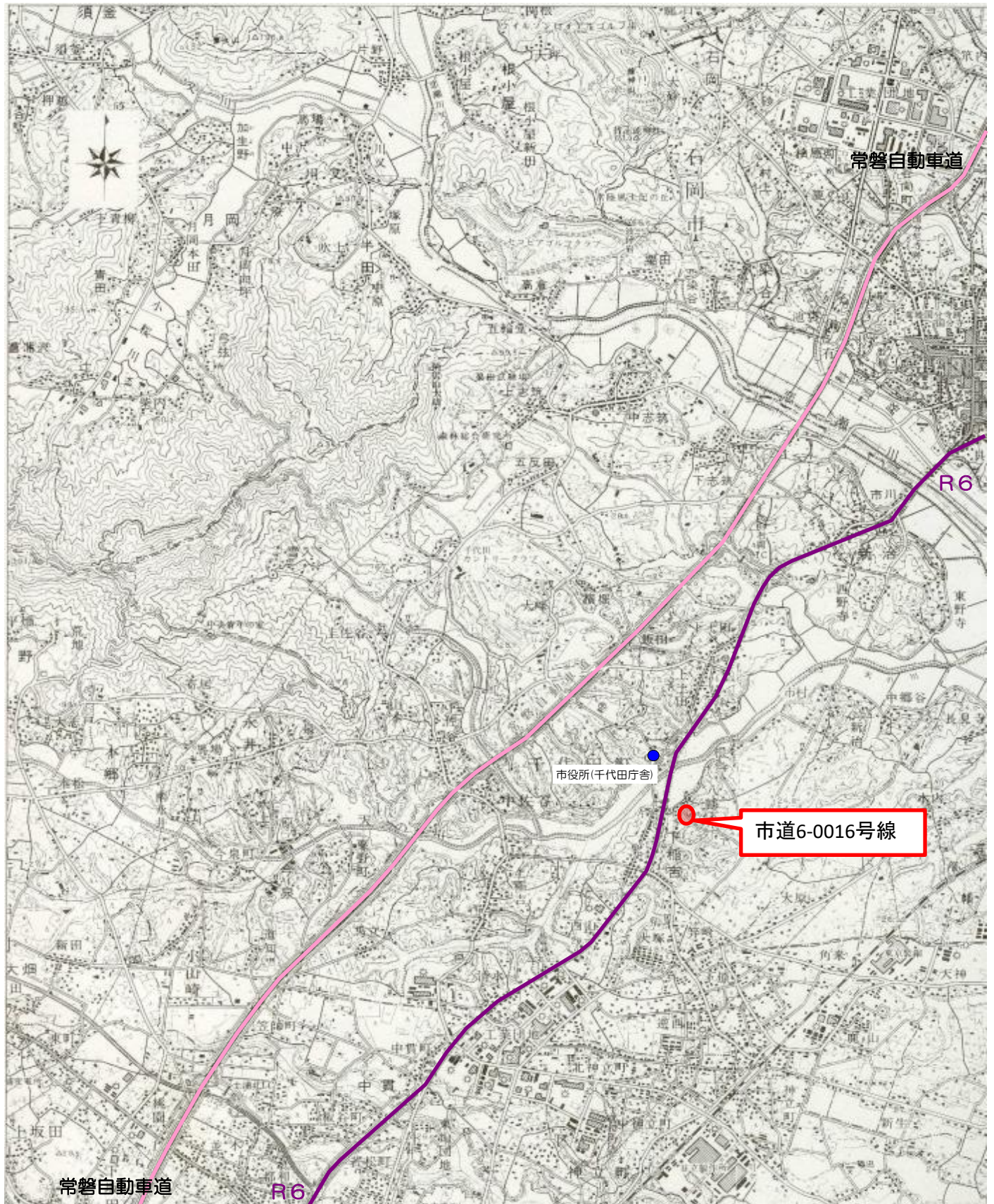
市道に認定することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和3年11月30日提出

かすみがうら市長 坪井 透

路線名		道路区域(区間)		敷地の幅員	総延長
種別	番号	起点側(地番)	終点側(地番)	最小～最大(m)	(m)
I級	6-0016	下稲吉字角来 前 2320 番 1	稲吉字角来西 2298 番 2	13.00～17.00	260.00

路線認定位置図（千代田地区）



詳細位置図(認定図)



議案第71号

市道路線の認定について

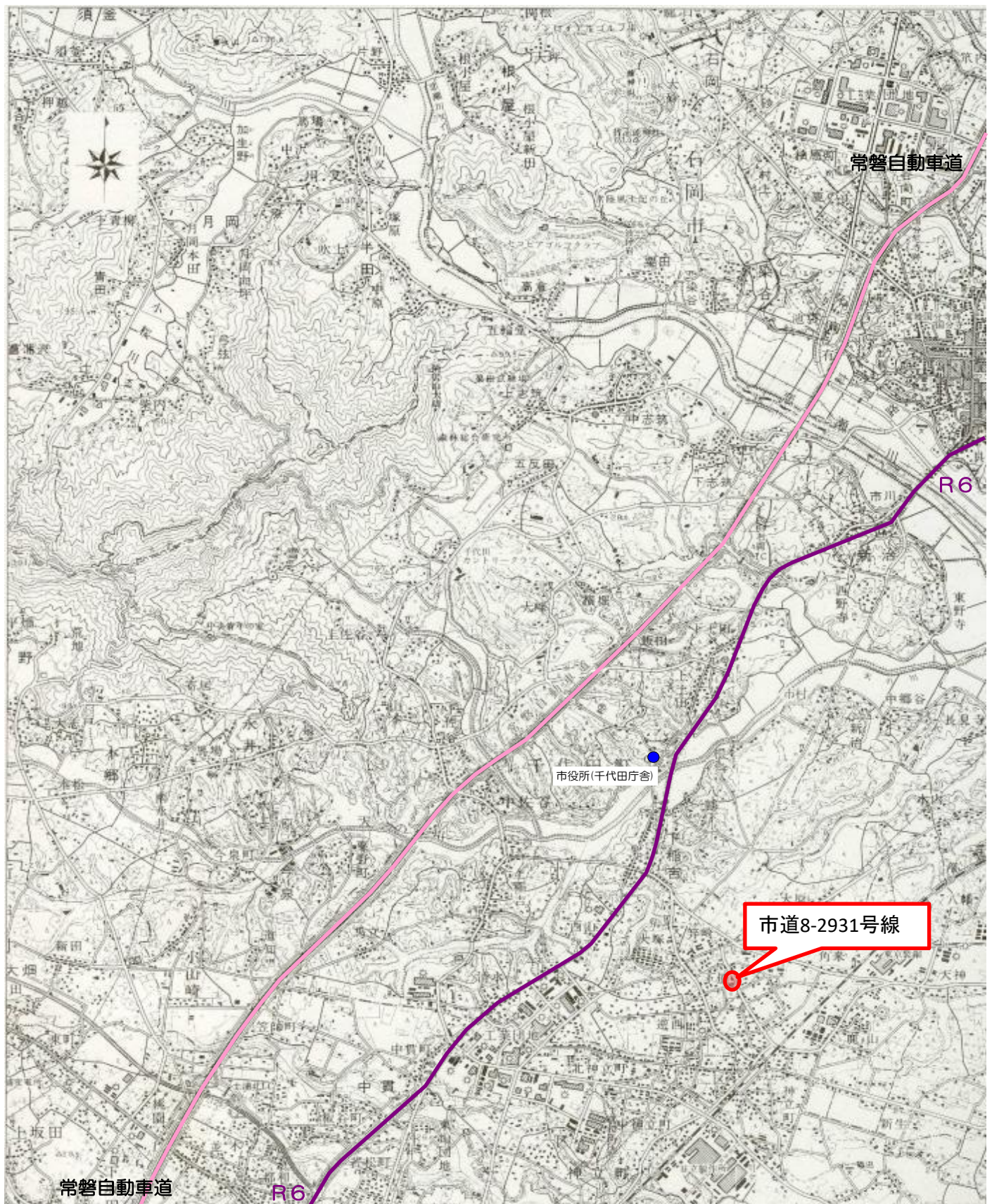
市道に認定することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和3年11月30日提出

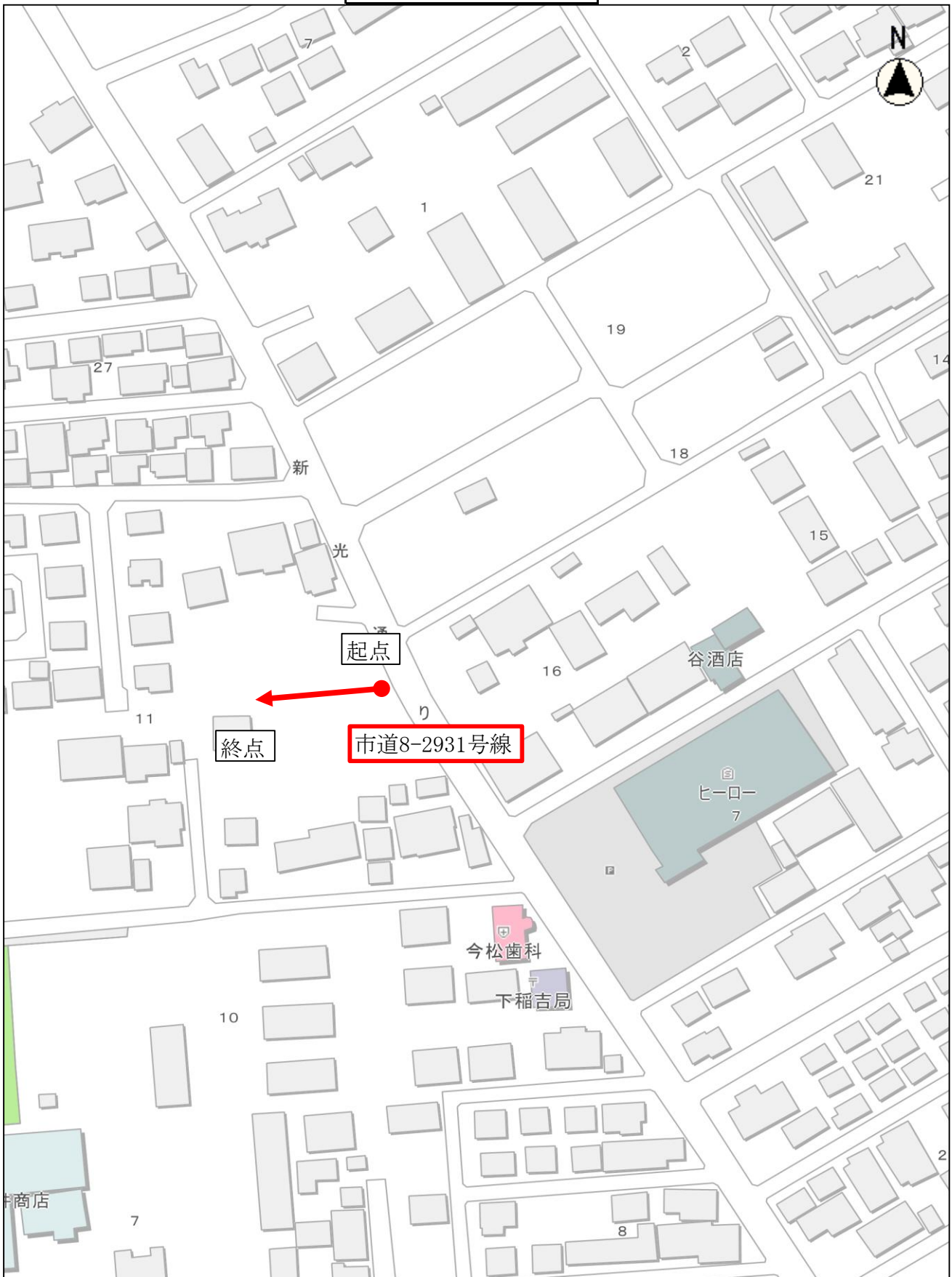
かすみがうら市長 坪井 透

路線名		道路区域(区間)		敷地の幅員	総延長
種別	番号	起点側(地番)	終点側(地番)	最小～最大(m)	(m)
その他	8-2931	稲吉4丁目 3676番10	稲吉4丁目 3705番1	6.00～9.00	43.82

路線認定位置図（千代田地区）



詳細位置図(認定図)



議案第 7 2 号

市道路線の廃止について

市道路線を廃止することについて、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

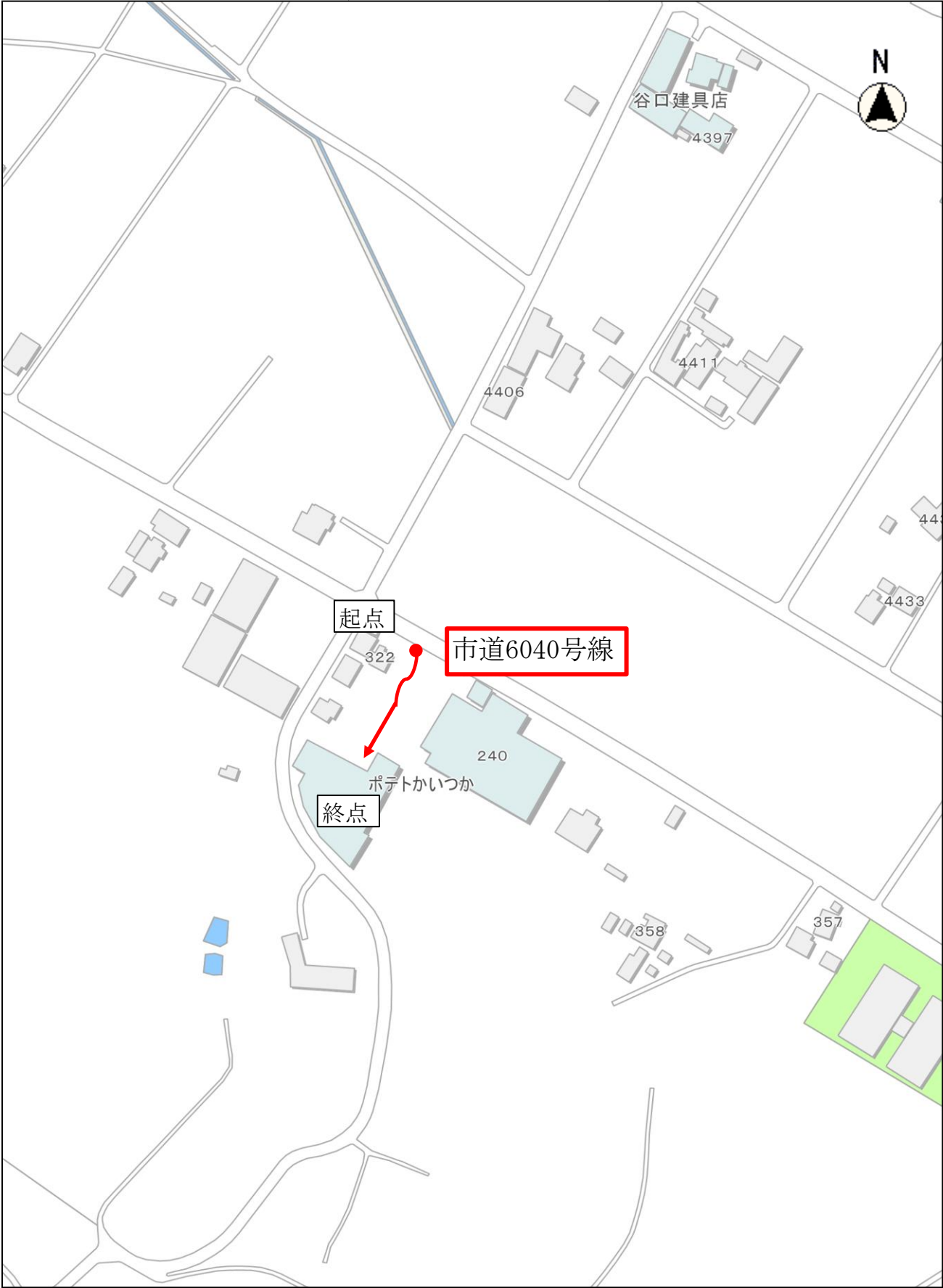
かすみがうら市長 坪 井 透

路線名		道路区域(区間)		敷地の幅員	総延長
種別	番号	起点側(地番)	終点側(地番)	最小～最大(m)	(m)
その他	6040	男神 322 番 22	男神 341 番 2	1.80～5.25	63.18

路線廃止位置図（霞ヶ浦地区）



路線廃止位置図



議案第73号

市道路線の変更について

市道路線を変更することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和3年11月30日提出

かすみがうら市長 坪井透

路線名		道路区域(区間)		敷地の幅員	総延長
種別	番号	起点側(地番)	終点側(地番)	最小～最大(m)	(m)
その他	5146	坂 2189 番 2	坂 2076 番	4.00～6.80	937.12
			坂 2082 番 3		851.72

路線変更位置図（霞ヶ浦地区）



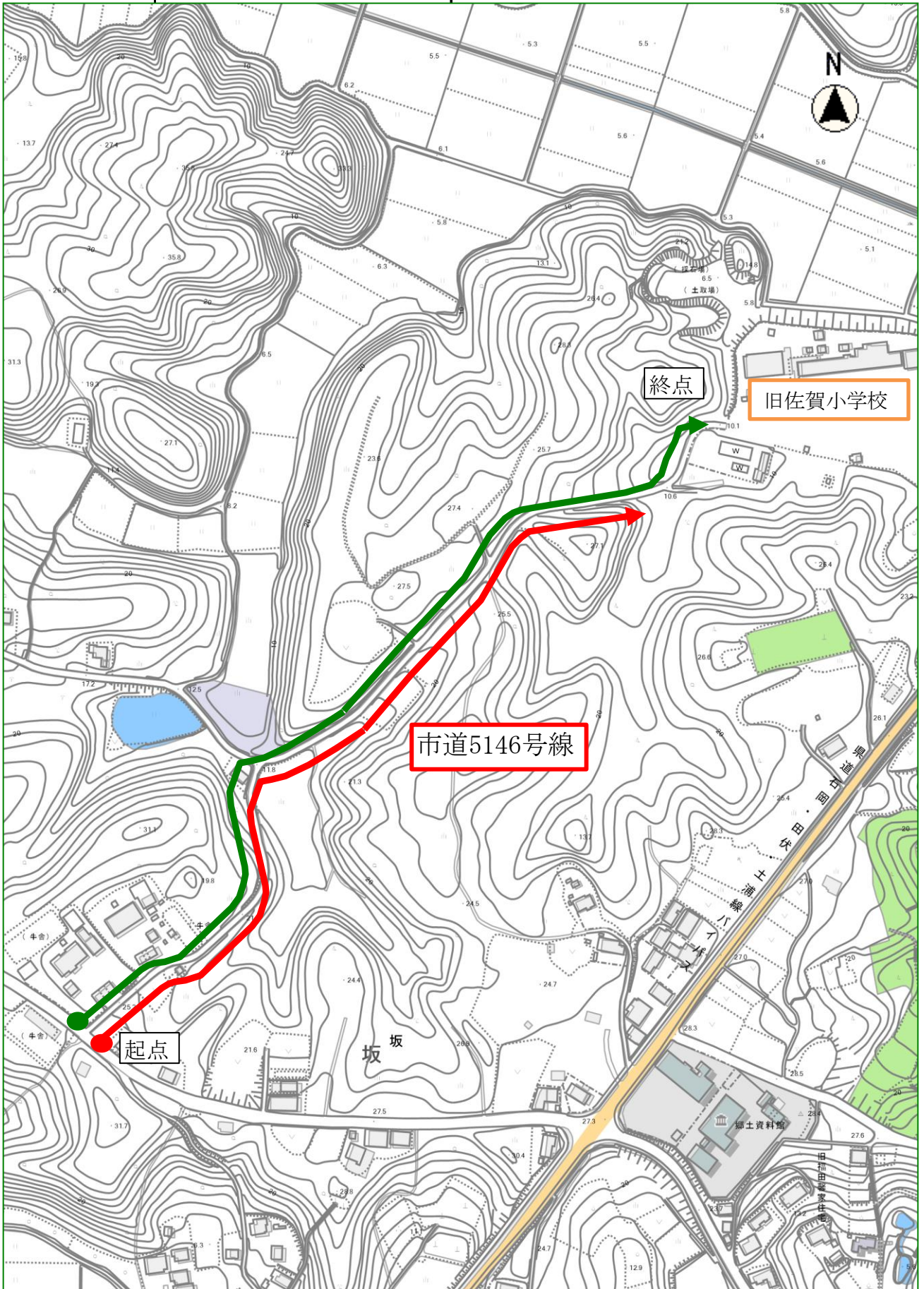
市道5146号線

詳細位置図(変更図)

変更前路線



変更後路線



(参考資料)

付議事件（条例）条文新旧対照表

かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(年次休暇)</p> <p>第 12 条 年次休暇は、<u>一之年</u>ごとにおける休暇とし、その日数は、<u>一之年</u>において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次号に掲げる職員以外の職員であつて、<u>当該年</u>の中途において新たに職員となるもの <u>その年</u>の在職期間を考慮し 20 日を超えない範囲内で規則で定める日数</p> <p>(3) <u>当該年の前年</u>において地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和 27 年法律第 289 号)の適用を受ける職員、特別職に属する地方公務員、かすみがうら市以外の地方公共団体の職員、国家公務員又は地方住宅供給公社法(昭和 40 年法律第 124 号)に規定する地方住宅供給公社若しくは地方道路公社法(昭和 45 年法律第 82 号)に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律(昭和 47 年法律第 66 号)に規定する土地開発公社若しくは沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国又は地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち規則で定めるものに使用される者(以下この号において「地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等」という。)であつた者であつて引き続き <u>当該年</u>に新たに職員となったものその他規則で定める職員 地方</p>	<p>(年次休暇)</p> <p>第 12 条 年次休暇は、<u>一の年度</u>ごとにおける休暇とし、その日数は、<u>一の年度</u>において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次号に掲げる職員以外の職員であつて、<u>当該年度</u>の中途において新たに職員となるもの <u>その年度</u>の在職期間を考慮し 20 日を超えない範囲内で規則で定める日数</p> <p>(3) <u>当該年度の前年度</u>において地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和 27 年法律第 289 号)の適用を受ける職員、特別職に属する地方公務員、かすみがうら市以外の地方公共団体の職員、国家公務員又は地方住宅供給公社法(昭和 40 年法律第 124 号)に規定する地方住宅供給公社若しくは地方道路公社法(昭和 45 年法律第 82 号)に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律(昭和 47 年法律第 66 号)に規定する土地開発公社若しくは沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国又は地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち規則で定めるものに使用される者(以下この号において「地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等」という。)であつた者であつて引き続き <u>当該年度</u>に新たに職員となったものその他規則で定める職</p>

<p>公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次休暇の残日数等を考慮し、20日に次項の規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で規則で定める範囲</p> <p>2 年次休暇(この項の規定により繰り越されたものを除く。)は、規則で定める日数を限度として、当該年の翌年に繰り越すことができる。</p> <p>3 (略)</p>	<p>員 地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次休暇の残日数等を考慮し、20日に次項の規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で規則で定める範囲</p> <p>2 年次休暇(この項の規定により繰り越されたものを除く。)は、規則で定める日数を限度として、当該年度の翌年度に繰り越すことができる。</p> <p>3 (略)</p>
<p>(組合休暇) 第16条 (略)</p> <p>2 組合休暇の期間は、職員が任命権者の許可を得て登録された職員団体の業務又は活動に従事する期間とする。ただし、1の年につき30日を超えることはできない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(組合休暇) 第16条 (略)</p> <p>2 組合休暇の期間は、職員が任命権者の許可を得て登録された職員団体の業務又は活動に従事する期間とする。ただし、一の年度につき30日を超えることはできない。</p> <p>3 (略)</p>
	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に在職する職員に係る令和4年度における年次休暇の日数については、この条例による改正後のかすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第12条第1項及び第2項の規定にかかわらず、令和4年1月1日(同日から施行日の前日までの間に新たに職員となった者にあつては、当該新たに職員となった日。以下「基準日」という。)においてこの条例による改正前のかすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第</p>

	<p><u>12 条第 1 項の規定により令和 4 年に付与された年次休暇の日数及び同条第 2 項の規定により同年に繰り越された年次休暇の日数を加えた日数から、基準日から施行日の前日までの間に使用した年次休暇の日数を減じて得た日数に 5 日(再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等にあつては、その者の勤務時間等を考慮して 5 日を超えない範囲内で市長が別に定める日数)を加えた日数とする。</u></p> <p><u>3 施行日の前日に在職する職員に係る令和 4 年度における組合休暇の日数については、改正後の条例第 16 条第 2 項の規定にかかわらず、改正前の条例第 16 条第 1 項の規定により付与された同条第 2 項に規定する組合休暇の日数から、基準日から施行日の前日までの間に使用した組合休暇の日数を減じて得た日数に 7 日及び 4 時間を加えた日数とする。</u></p>
--	---

かすみがうら市職員の特殊勤務手当に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2)～(9)</u> (略)</p>	<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 新型コロナウイルス感染症防疫作業手当</u></p> <p><u>(3)～(10)</u> (略)</p>
	<p><u>(新型コロナウイルス感染症防疫作業手当)</u></p> <p><u>第3条の2 新型コロナウイルス感染症防疫作業手当は、職員が新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属の</u></p>

	<p><u>コロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。)から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって規則で定める作業に従事した場合に、当該職員に対して支給する。この場合において、前条の規定は適用しない。</u></p>
<p>(手当の額)</p> <p>第12条 第3条から第10条までに規定する手当の額は、1回につき500円を超えない範囲において、規則で定める。</p> <p><u>2</u> (略)</p>	<p>(手当の額)</p> <p>第12条 第3条から第10条まで<u>(第3条の2を除く。)</u>に規定する手当の額は、1回につき500円を超えない範囲において、規則で定める。</p> <p><u>2 第3条の2に規定する手当の額は、1日(消防職員にあつては、1当務)につき1,500円を超えない範囲において、規則で定める。</u></p> <p><u>3</u> (略)</p>
	<p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和4年1月1日から施行する。</u></p>

かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例 新旧対照表

改正前				改正後			
別表(第3条、第4条、第5条、第6条関係) 貸切り使用料				別表(第3条、第4条、第5条、第6条関係) 貸切り使用料			
施設名 等	区分	1時間あたり使用料		施設名 等	区分	1時間あたり使用料	
		市内	市外			市内	市外
働く女性の家	料理実習室	200円	300円	働く女性の家	料理実習室	200円	300円
	第1研修室	80円	120円		<u>多目的室</u>	<u>940円</u>	<u>1,410円</u>
					第1研修室	80円	120円
(略)				(略)			

	<p>附 則</p> <p><u>この条例は、令和4年4月1日から施行する。</u></p>
--	--

かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章及び第2章 (略)</p> <p>第3章 小規模保育事業</p> <p style="padding-left: 2em;">第1節 <u>小規模保育事業の区分</u>(第27条)</p> <p style="padding-left: 2em;">第2節～第4節 (略)</p> <p>第4章 (略)</p> <p>第5章 事業所内保育事業(第42条―第48条)</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第1章及び第2章 (略)</p> <p>第3章 小規模保育事業</p> <p style="padding-left: 2em;">第1節 <u>通則</u>(第27条)</p> <p style="padding-left: 2em;">第2節～第4節 (略)</p> <p>第4章 (略)</p> <p>第5章 事業所内保育事業(第42条―第48条)</p> <p><u>第6章 雑則(第49条)</u></p> <p>附則</p>
<p><u>(最低基準の目的等)</u></p> <p>第3条 この条例に定める基準(次条において「最低基準」という。)は、家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児(以下「利用乳幼児」という。)が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(家庭的保育事業等を行う事業所(以下「家庭的保育事業所等」という。)の管理者を含む。以下同じ。)が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されるものとする。</p>	<p><u>(最低基準の目的)</u></p> <p>第3条 この条例に定める基準(次条において「最低基準」という。)は、家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児(以下「利用乳幼児」という。)が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(家庭的保育事業等を行う事業所(以下「家庭的保育事業所等」という。)の管理者を含む。以下同じ。)が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成される <u>ことを保障する</u>ものとする。</p>
<p>(家庭的保育事業者等の一般原則)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、<u>次条第2号</u>、第14条第2項及び第3項、第15条第1項並びに第16条第1項において同じ。)には、</p>	<p>(家庭的保育事業者等の一般原則)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、<u>次条第1項第2号</u>、第14条第2項及び第3項、第15条第1項並びに第16条第1項において同</p>

<p>法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>6 (略)</p>	<p>じ。)には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>6 (略)</p>
<p>(保育所等との連携)</p> <p>第 6 条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第 1 項、第 14 条第 1 項及び第 2 項、第 15 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項、第 16 条並びに第 17 条第 1 項から第 3 項まで並びに附則第 3 条において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成 18 年法律第 120 号)第 6 条第 1 項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第 3 号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 7 条第 4 項に規定する保育所をいう。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。)又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第 42 条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保</p>	<p>(保育所等との連携)</p> <p>第 6 条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第 1 項、第 14 条第 1 項及び第 2 項、第 15 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項、第 16 条並びに第 17 条第 1 項から第 3 項まで並びに附則第 3 条において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成 18 年法律第 120 号)第 6 条第 1 項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 7 条第 4 項に規定する保育所をいう。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。)又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第 42 条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第 4 項第 1 号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け</p>

<p>育を提供すること。</p>	<p>入れて教育又は保育を提供すること。</p> <p>2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) 家庭的保育事業者等と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</p> <p>(2) 次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</p> <p>3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)</p> <p>(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者</p> <p>4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) 市長が、法第24条第3項の規定による</p>
------------------	---

	<p><u>調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</u></p> <p><u>(2) 家庭的保育事業者等による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき(前号に該当する場合を除く。)</u></p> <p><u>5 前項(同項第 2 号に係る部分に限る。)の場合において、家庭的保育事業者等は、法第 59 条第 1 項に規定する施設のうち次に掲げるもの(入所定員が 20 人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 子ども・子育て支援法第 59 条の 2 第 1 項の規定による助成を受けている者の設置する施設(法第 6 条の 3 第 12 項に規定する業務を目的とするものに限る。)</u></p> <p><u>(2) 法第 6 条の 3 第 12 項及び第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設であって、法第 6 条の 3 第 9 項第 1 号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの</u></p>
<p>(家庭的保育事業者等と非常災害) 第 7 条 (略) 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月 1 回は行わなければならない。</p>	<p>(家庭的保育事業者等と非常災害) 第 7 条 (略) 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月 1 回は、<u>これを行わなければならない。</u></p>

<p>(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)</p> <p>第 10 条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。</p>	<p>(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)</p> <p>第 10 条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねさせることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。</p>
<p>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p>第 13 条 家庭的保育事業者等は、法第 47 条第 3 項の規定による懲戒に関し、その利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p>	<p>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p>第 13 条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第 47 条第 3 項の規定による懲戒に関し、その利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p>
<p>(食事の提供の特例)</p> <p>第 16 条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村(特別区を含む。第 21 条第 2 項において同じ。)等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(食事の提供の特例)</p> <p>第 16 条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 搬入施設は、次の各号のいずれかの施設とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理</p>

	<p><u>業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの(第24条に規定する家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所(第23条第2項に規定する家庭的保育者の居室に限る。))において家庭的保育事業を行う場合に限る。)</u></p>
<p>(家庭的保育事業所等内部の規程) 第18条 (略) (1)～(3) (略) (4) 保育の提供を行う日及び時間<u>並びに保育の</u>提供を行わない日 (5)及び(6) (略) (7) 家庭的保育事業等の利用の開始及び終了に関する事項並びに<u>家庭的保育事業等の</u>利用に当たっての留意事項 (8)～(11) (略)</p>	<p>(家庭的保育事業所等内部の規程) 第18条 (略) (1)～(3) (略) (4) 保育の提供を行う日及び時間<u>並びに提</u>供を行わない日 (5)及び(6) (略) (7) 家庭的保育事業等の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項 (8)～(11) (略)</p>
<p>第3章 小規模保育事業 <u>第1節 小規模保育事業の区分</u> 第27条 (略)</p>	<p>第3章 小規模保育事業 <u>第1節 通則</u> <u>(小規模保育事業の区分)</u> 第27条 (略)</p>
<p>(設備の基準) 第28条 (略) (1)～(4) (略) (5) 保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は<u>同号</u>の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。 (6) (略) (7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室</p>	<p>(設備の基準) 第28条 (略) (1)～(4) (略) (5) 保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊技場の面積は<u>前号</u>の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。 (6) (略) (7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室</p>

(以下「保育室等」という。)を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は**次のアからクまで**に掲げる要件に該当するものであること。

ア (略)

イ (略)

階	区分	施設又は設備
2階	(略)	(略)
3階	(略)	(略)
4階	常用	(略)
以上の階	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、 同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内 階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は 外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備(同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を

(以下「保育室等」という。)を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は**次に**掲げる要件に該当するものであること。

ア (略)

イ (略)

階	区分	施設又は設備
2階	(略)	(略)
3階	(略)	(略)
4階	常用	(略)
以上の階	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(同条第1項の場合においては、当該 階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は 付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。) を通じて連絡することとし、かつ、 同条第3項

	<p><u>用いるものその他有効に排煙することができる</u> <u>と認められるものに限る。）を有する付室</u>を通じて連絡することとし、かつ、<u>同条第3項第2号、第3号及び第9号</u>を満たすものとする。）</p> <p>2 及び 3 (略)</p>		<p><u>第3号、第4号及び第10号</u>を満たすものに限る。）</p> <p>2 及び 3 (略)</p>
ウ〜ク (略)	ウ〜ク (略)	<p>(職員) 第29条 (略) 2 (略) (1) 乳児 <u>3人</u>につき1人 (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 <u>6人</u>につき1人 <u>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</u> <u>20人につき1人</u> (4) 満4歳以上の児童 <u>30人</u>につき1人 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師<u>又は看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>	<p>(職員) 第29条 (略) 2 (略) (1) 乳児 <u>おおむね3人</u>につき1人 (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 <u>おおむね6人</u>につき1人 <u>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</u> (4) 満4歳以上の児童 <u>おおむね30人</u>につき1人 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、<u>看護師又は准看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる</p>
<p>(職員) 第31条 (略) 2 (略) (1) 乳児 <u>3人</u>につき1人 (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 <u>6</u></p>	<p>(職員) 第31条 (略) 2 (略) (1) 乳児 <u>おおむね3人</u>につき1人 (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 <u>お</u></p>		

<p>人につき1人</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>20人につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 30人につき1人</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>	<p>おむね6人につき1人</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>
<p>(準用)</p> <p>第32条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模保育事業B型を行う者(第32条において準用する次条及び第26条において「小規模保育事業者(B型)」という。)」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者(B型)」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所B型」と、同条第4号中「次号並びに第33条第4号及び第5号」とあるのは「第32条において準用する次号」と読み替えるものとする。</p>	<p>(準用)</p> <p>第32条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模保育事業B型を行う者(第32条において準用する次条及び第26条において「小規模保育事業者(B型)」という。)」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者(B型)」と、第28条中「小規模保育事業A型」とあるのは「小規模保育事業B型」と、「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所B型」と、同条第4号中「次号並びに第33条第4号及び第5号」とあるのは「第32条において準用する次号」と読み替えるものとする。</p>
<p>(利用定員)</p> <p>第35条 小規模保育事業所C型は、利用定員を6人以上10人以下とする。</p>	<p>(利用定員)</p> <p>第35条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。</p>
<p>(居宅訪問型保育事業)</p> <p>第37条 (略)</p>	<p>(居宅訪問型保育事業)</p> <p>第37条 (略)</p>

<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 母子家庭等(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。)の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと本市が認める乳幼児に対する保育</p>	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 母子家庭等(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。)の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育</p>
<p>(居宅訪問型保育連携施設)</p> <p>第40条 居宅訪問型保育事業者は、第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切かつ専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設(法第42条に規定する障害児入所施設をいう。)その他の本市の指定する施設(以下この条において「居宅訪問型保育連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。</p>	<p>(居宅訪問型保育連携施設)</p> <p>第40条 居宅訪問型保育事業者は、第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切かつ専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設(法第42条に規定する障害児入所施設をいう。)その他の市の指定する施設を適切に確保しなければならない。</p>
<p>(準用)</p> <p>第41条 第24条から第26条までの規定は、居宅訪問型保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。)とあり、並びに第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは、「居宅訪問型保育事業者」と読み替えるものとする。</p>	<p>(準用)</p> <p>第41条 第24条から第26条までの規定は、居宅訪問型保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。)とあるのは「居宅訪問型保育事業者」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「居宅訪問型保育事業者」と読み替えるものとする。</p>
<p>第5章 事業所内保育事業</p>	<p>第5章 事業所内保育事業</p>

<p>(利用定員の設定)</p> <p>第 42 条 事業所内保育事業を行う者は、次の表の左欄に掲げる利用定員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める数以上のその他の乳児又は幼児(法第 6 条の 3 第 12 項第 1 号イ、ロ又はハに規定するその他の乳児又は幼児をいう。)の定員枠を設けなければならない。</p> <p>表 (略)</p>	<p>(利用定員の設定)</p> <p>第 42 条 事業所内保育事業を行う者(以下この章において「<u>事業所内保育事業者</u>と<u>いう。</u>」)は、次の表の左欄に掲げる利用定員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める数以上のその他の乳児又は幼児(法第 6 条の 3 第 12 項第 1 号イ、ロ又はハに規定するその他の乳児又は幼児をいう。)の定員枠を設けなければならない。</p> <p>表 (略)</p>																								
<p>(保育所型事業所内保育事業所の設備の基準)</p> <p>第 43 条 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 満 2 歳以上の幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(保育所型事業所内保育事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。)、調理室及び便所を設けること。</p> <p>(6)及び(7) (略)</p> <p>(8) 保育室等を 2 階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を 3 階以上に設ける建物は<u>次のアからクまで</u>に掲げる要件に該当するものであること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <table border="1" data-bbox="263 1765 774 1966"> <thead> <tr> <th>階</th> <th>区分</th> <th>施設又は設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 階</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3 階</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>4 階</td> <td>常用</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	階	区分	施設又は設備	2 階	(略)	(略)	3 階	(略)	(略)	4 階	常用	(略)	<p>(保育所型事業所内保育事業所の設備の基準)</p> <p>第 43 条 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 満 2 歳以上の幼児(<u>法第 6 条の 3 第 12 項第 2 号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満 3 歳以上のものを受け入れる場合にあっては、当該児童を含む。以下この章において同じ。</u>)を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(保育所型事業所内保育事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。)、調理室及び便所を設けること。</p> <p>(6)及び(7) (略)</p> <p>(8) 保育室等を 2 階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を 3 階以上に設ける建物は<u>次</u>に掲げる要件に該当するものであること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <table border="1" data-bbox="833 1765 1343 1966"> <thead> <tr> <th>階</th> <th>区分</th> <th>施設又は設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 階</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3 階</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>4 階</td> <td>常用</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	階	区分	施設又は設備	2 階	(略)	(略)	3 階	(略)	(略)	4 階	常用	(略)
階	区分	施設又は設備																							
2 階	(略)	(略)																							
3 階	(略)	(略)																							
4 階	常用	(略)																							
階	区分	施設又は設備																							
2 階	(略)	(略)																							
3 階	(略)	(略)																							
4 階	常用	(略)																							

<p>以上の階</p>	<p>避難用</p>	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備(同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。)を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとす</p>	<p>以上の階</p>	<p>避難用</p>	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものに限る。)</p>
-------------	------------	---	-------------	------------	--

<p>る。) 2及び3 (略)</p>	<p>2及び3 (略)</p>
<p>ウ～ク (略)</p> <p>(保育所型事業所内保育事業所の職員) 第44条 (略) 2 (略) (1) 乳児 3人につき1人 (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 6人につき1人 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) 20人につき1人 (4) 満4歳以上の児童 30人につき1人 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>	<p>ウ～ク (略)</p> <p>(保育所型事業所内保育事業所の職員) 第44条 (略) 2 (略) (1) 乳児 おおむね3人につき1人 (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>
<p>(連携施設に関する特例) 第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たつて、第6条第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。</p>	<p>(連携施設に関する特例) 第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たつて、第6条第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。 2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであつて、市長が適当と認めるもの(附則第3条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第6条第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。</p>
<p>(小規模型事業所内保育事業所の職員) 第47条 事業所内保育事業(利用定員が19</p>	<p>(小規模型事業所内保育事業所の職員) 第47条 事業所内保育事業(利用定員が19</p>

<p>人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下この条において「小規模型事業所内保育事業所」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 乳児 3人につき1人</p> <p>(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 6人につき1人</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) 20人につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 30人につき1人</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>	<p>人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 乳児 おおむね3人につき1人</p> <p>(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>
<p>(準用)</p> <p>第48条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第26条において「家庭的保育事業者」</p>	<p>(準用)</p> <p>第48条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第26条において「家庭的保育事業者」</p>

<p>という。)」とあるのは「第47条第1項に規定する小規模型事業所内保育事業を行う者(第48条において準用する次条及び第26条において「小規模型事業所内保育事業者」という。)」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備(当該小規模型事業所内保育事業所を設置し及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第48条において準用する第4号において同じ。)」と、同条第4号中「次号並びに第33条第4号及び第5号」とあるのは「第48条において準用する次号」と読み替えるものとする。</p>	<p>という。)」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者(第48条において準用する次条及び第26条において「小規模型事業所内保育事業者」という。)」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第28条中「小規模保育事業A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業」と、「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備(当該小規模型事業所内保育事業所を設置し及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。)」と、同条第4号中「次号並びに第33条第4号及び第5号」とあるのは「第48条において準用する次号」と読み替えるものとする。</p>
	<p style="text-align: center;">第6章 雑則 (電磁的記録)</p> <p>第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p>

<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(食事の提供の経過措置)</p> <p>第2条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者が、施行日以後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号(調理設備に係る部分に限る。)、第23条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第28条第1号(調理設備に係る部分に限る。)(第32条及び第48条において準用する場合を含む。)及び第4号(調理設備に係る部分に限る。)(第32条及び第48条において準用する場合を含む。)、第29条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第31条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第33条第1号(調理設備に係る部分に限る。)及び第4号(調理設備に係る部分に限る。)、第34条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第43条第1号(調理室に係る部分に限る。)及び第5号(調理室に係る部分に限る。)、第44条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)並びに第47条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(食事の提供の経過措置)</p> <p>第2条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者(次項において「施設等」という。)が、施行日以後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号(調理設備に係る部分に限る。)、第23条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第28条第1号(調理設備に係る部分に限る。第32条及び第48条において準用する場合を含む。)及び第4号(調理設備に係る部分に限る。第32条及び第48条において準用する場合を含む。)、第29条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第31条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第33条第1号(調理設備に係る部分に限る。)及び第4号(調理設備に係る部分に限る。)、第34条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第43条第1号(調理室に係る部分に限る。)及び第5号(調理室に係る部分に限る。)、第44条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)並びに第47条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日以後に家庭的保育事業の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号(調理設備に係る部分に限る。)及び第23条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳</p>
---	--

<p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p>第3条 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると本市が認める場合は、第6条本文の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p> <p>第4条及び第5条 (略)</p>	<p><u>幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法(第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。)</u>により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。</p> <p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p>第3条 家庭的保育事業者等(<u>特例保育所型事業所内保育事業者を除く。</u>)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p> <p>第4条及び第5条 (略)</p> <p><u>(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)</u></p> <p><u>第6条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第27条第1項に規定する確認を受けたものに限る。)</u>又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める保育士の数の合計数が1となるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。</p> <p><u>第7条 前条に規定する事情に鑑み、当分の間、第29条第2項又は第44条第2項に規</u></p>
---	---

	<p><u>定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。)を有する者を、保育士とみなすことができる。</u></p> <p><u>第8条 附則第6条に規定する事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所(以下この条において「小規模保育事業所A型等」という。)において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。</u></p> <p><u>第9条 前2条の規定を適用するときは、保育士(法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、保育士の数(前2条の規定の適用がないものとした場合の第29条第2項又は第44条第2項の規定により算定されるものをいう。)の3分の2以上、置かなければならない。</u></p>
	<p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

かすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
 条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章及び第2章 (略)</p> <p>第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準</p> <p>第1節～第2節 (略)</p> <p>第3節 特例地域型保育給付費に関する基準(第51条・第52条)</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第1章及び第2章 (略)</p> <p>第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準</p> <p>第1節～第2節 (略)</p> <p>第3節 特例地域型保育給付費に関する基準(第51条・第52条)</p> <p>第4章 雑則(第53条)</p> <p>附則</p>
<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1)～(21) (略)</p> <p>(22) 法定代理受領 法第27条第5項(法第28条第4項において準用する場合を含む。)又は法第29条第5項(法第30条第4項において準用する場合を含む。)の規定により本市が支払う特定教育・保育(特別利用保育及び特別利用教育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。)又は特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。)に要した費用の額の一部を、教育・保育給付認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。</p> <p>(23)～(28) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1)～(21) (略)</p> <p>(22) 法定代理受領 法第27条第5項(法第28条第4項において準用する場合を含む。)又は法第29条第5項(法第30条第4項において準用する場合を含む。)の規定により市が支払う特定教育・保育(特別利用保育及び特別利用教育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。)又は特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。)に要した費用の額の一部を、教育・保育給付認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。</p> <p>(23)～(28) (略)</p>
<p>(一般原則)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・</p>	<p>(一般原則)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・</p>

<p>保育施設等、地域子ども・子育て支援事業(<u>法第59条に規定する「地域子ども・子育て支援事業」をいう。以下同じ。</u>)を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>4 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育<u>施設等</u>を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その<u>従業者</u>に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>4 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育<u>又は特定地域型保育</u>を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その<u>職員</u>に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。</p>
<p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学</p>	<p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども<u>の数</u>及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども<u>の数</u>及び当該特定教育・保育施</p>

<p>前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>4 前2項に<u>規定する場合においては、特定教育・保育施設は、これらの項に規定する選考</u>の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、<u>当該</u>選考を行わなければならない。</p> <p>5 (略)</p>	<p>設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>4 前2項の<u>特定教育・保育施設は、選考</u>の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。</p> <p>5 (略)</p>
<p>(あっせん、調整及び要請に対する協力)</p> <p>第7条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第42条第1項の規定により<u>本市</u>が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により<u>本市</u>が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p>	<p>(あっせん、調整及び要請に対する協力)</p> <p>第7条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第42条第1項の規定により<u>市</u>が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により<u>市</u>が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p>

<p>(受給資格等の確認)</p> <p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量(法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。)等確かめるものとする。</p>	<p>(受給資格等の確認)</p> <p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)により、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量等確かめるものとする。</p>
<p>(教育・保育給付認定の申請に係る援助)</p> <p>第9条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあつた場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに教育・保育給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(教育・保育給付認定の申請に係る援助)</p> <p>第9条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあつた場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(施設型給付費等の額に係る通知等)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育を提供したことを証する書類を教育・保育給付認定保護者に対して交付しなければならない。</p>	<p>(施設型給付費等の額に係る通知等)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を教育・保育給付認定保護者に対して交付しなければならない。</p>
<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p>	<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p>

<p>第15条 (略)</p> <p>(1) 幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下<u>この号及び次号において</u>「認定こども園法」という。)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領(認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。)</p> <p>(2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針</p> <p>2 (略)</p>	<p>第15条 (略)</p> <p>(1) 幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領(認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。)</p> <p>(2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針(<u>以下「保育所指針」という。</u>)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(相談及び援助)</p> <p>第 17 条 特定教育・保育施設は、常に教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。</p>	<p>(相談及び援助)</p> <p>第 17 条 特定教育・保育施設は、常に教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。</p>

<p>(教育・保育給付認定保護者に関する通知)</p> <p>第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を<u>本市</u>に通知しなければならない。</p>	<p>(教育・保育給付認定保護者に関する通知)</p> <p>第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を<u>教育・保育給付認定を行った市町村</u>に通知しなければならない。</p>
<p>(運営規程)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあつては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間並びに<u>特定教育・保育の提供を行わない日</u></p> <p>(5)～(11) (略)</p>	<p>(運営規程)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあつては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間並びに<u>提供を行わない日</u></p> <p>(5)～(11) (略)</p>
<p>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p>第26条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管理者は、児童福祉法第47条第3項の規定による懲戒に関し、その教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p>	<p>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p>第26条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管理者は、<u>教育・保育給付認定子どもに対し</u>児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関し、その教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p>
<p>(利益供与等の禁止)</p> <p>第29条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業(法第59条第1号に規定する事業をいう。)その他の地域子ども・子育て支援</p>	<p>(利益供与等の禁止)</p> <p>第29条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業(法第59条第1号に規定する事業をいう。)その他の地域子ども・子育て支援</p>

<p>事業を行う者(次項において「利用者支援事業者等」という。)、教育・保育施設(<u>法第7条第4項に規定する教育・保育施設をいう。次項において同じ。</u>)若しくは地域型保育(<u>同条第5項に規定する地域型保育をいう。次項及び第39条第4項において同じ。</u>)を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>事業を行う者(次項において「利用者支援事業者等」という。)、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(苦情解決)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して<u>本市</u>が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により<u>本市</u>が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して<u>本市</u>が行う調査に協力するとともに、<u>本市</u>から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>5 特定教育・保育施設は、<u>本市</u>からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を報告しなければならない。</p>	<p>(苦情解決)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して<u>市</u>が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により<u>市</u>が行うが行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して<u>市</u>が行う調査に協力するとともに、<u>市</u>から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>5 特定教育・保育施設は、<u>市</u>からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を<u>市</u>に報告しなければならない。</p>

<p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに本市及び当該教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3及び4 (略)</p>	<p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会を開催するとともに、職員に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び当該教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3及び4 (略)</p>
<p>(会計の区分)</p> <p>第33条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。</p>	<p>(会計の区分)</p> <p>第33条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業に係る会計をその他の事業に係る会計と区分して経理しなければならない。</p>
<p>(記録の整備)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 第15条第1項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画</p> <p>(2) 第12条の規定による特定教育・保育の記録</p> <p>(3) 第19条の規定による本市への通知に係る記録</p> <p>(4) 第30条第2項に規定する苦情の内容等</p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 第12条の規定による提供した特定教育・保育に係る記録</p> <p>(2) 第15条第1項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画</p> <p>(3) 第19条の規定による教育・保育給付認定を行った市町村への通知に係る記録</p> <p>(4) 第30条第2項の規定による苦情の内容</p>

<p>の記録</p> <p>(5) 第 32 条第 3 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>等の記録</p> <p>(5) 第 32 条第 3 項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>
<p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子</p>	<p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同</p>

<p>ども」と、第 13 条第 2 項中「法第 27 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 28 条第 2 項第 2 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 4 項第 3 号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。</p>	<p>と、第 13 条第 2 項中「法第 27 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 28 条第 2 項第 2 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 4 項第 3 号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」と読み替えるものとする。</p>
<p>(特別利用教育の基準) 第36条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19</p>	<p>(特別利用教育の基準) 第36条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法</p>

<p>条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「の同号」とあるのは「の同項第1号」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。</p>	<p>第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「の同号」とあるのは「の同項第1号」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」と読み替えるものとする。</p>
<p>第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)及び小規模保育事業B型(同省令第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)にあつては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型(同省令第27条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)にあつては6人以上10人以下とし、居宅訪問型保</p>	<p>第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型(かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年かすみがうら市条例第21号。以下「家庭的保育事業等基準条例」という。)第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)及び小規模保育事業B型(家庭的保育事業等基準条例第31条第1項に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)にあつては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型(家庭的保育事業等</p>

<p>育事業にあつてはその利用定員の数は、家庭的保育事業にあつては1人とする。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p>	<p>基準条例第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)にあつては6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつてはその利用定員の数は、家庭的保育事業にあつては1人とする。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p>
<p>(内容及び手続の説明及び同意)</p>	<p>(内容及び手続の説明及び同意)</p>

<p>第 38 条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第 46 条に規定する<u>事業の運営についての重要事項に関する規程の概要</u>、第 42 条に規定する連携施設の種類及び名称、<u>当該連携施設が行う</u>連携協力の概要、職員の勤務体制、第 43 条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p>	<p>第 38 条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第 46 条に規定する<u>運営規程の概要</u>、第 42 条に規定する連携施設の種類及び名称、連携協力の概要、職員の勤務の体制、第 43 条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p>
<p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第39条 (略)</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>3 <u>前項に規定する場合においては</u>、特定地域型保育事業者は、<u>同項に規定する</u>選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、<u>当該</u>選考を行わなければならない。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第39条 (略)</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども<u>の数</u>及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者は、<u>前項の</u>選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。</p> <p>4 (略)</p>

<p>(あっせん、調整及び要請に対する協力)</p> <p>第40条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について法第54条第1項の規定により本市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により本市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p>	<p>(あっせん、調整及び要請に対する協力)</p> <p>第40条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p>
<p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。</p>	<p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</p> <p>(2) 特定地域型保育事業者による第1項</p>

<p>5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を<u>行う者</u>として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>6 居宅訪問型保育事業を行う者は、<u>家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準</u>第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設(児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。)その他の<u>本市</u>の指定する施設(以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。</p> <p>7～9 (略)</p>	<p><u>第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき(前号に該当する場合を除く。)</u></p> <p>5 前項(<u>第2号に係る部分に限る。</u>)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を<u>行う施設</u>として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>6 居宅訪問型保育事業を行う者は、<u>家庭的保育事業等基準条例</u>第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、<u>第1項の規定にかかわらず</u>、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設(児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。)その他の<u>市</u>の指定する施設(以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。</p> <p>7～9 (略)</p>
<p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第43条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただ</p>	<p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第43条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただ</p>

<p>し、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p>	<p>し、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p>
<p>(特定地域型保育の取扱方針) 第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。</p>	<p>(特定地域型保育の取扱方針) 第44条 特定地域型保育事業者は、保育所指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。</p>
<p>(運営規程) 第46条 (略) (1)～(3) (略) (4) 特定地域型保育の提供を行う日及び時間並びに特定地域型保育の提供を行わない日 (5)及び(6) (略) (7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定地域型保育事業の利用に当たっての留意事項(第39条第2項に規定する選考の方法を含む。) (8)～(11) (略)</p>	<p>(運営規程) 第46条 (略) (1)～(3) (略) (4) 特定地域型保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 (5)及び(6) (略) (7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項(第39条第2項に規定する選考の方法を含む。) (8)～(11) (略)</p>
<p>(記録の整備) 第49条 (略) 2 (略) (1) 第44条に定めるものに基づく特定地域型保育の提供に当たっての計画 (2) (略) (3) 次条において準用する第19条の規定による本市への通知に係る記録 (4)及び(5) (略)</p>	<p>(記録の整備) 第49条 (略) 2 (略) (1) 保育所指針に基づく特定地域型保育の提供に当たっての計画 (2) (略) (3) 次条において準用する第19条の規定による市町村への通知に係る記録 (4)及び(5) (略)</p>

<p>(準用)</p> <p>第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)」について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「<u>特定教育・保育に係る施設型給付費(法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下この項、第19条及び第36条第3項)</u>とあるのは「<u>特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第50条において準用する次項及び第19条において同じ。)</u>に係る<u>地域型保育給付費(法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいう。以下同じ。)</u>」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項<u>及び第19条中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、同条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは第46条に規定する「事業の運営についての重要事項に関する規程」</u>と読み替えるものとする。</p>	<p>(準用)</p> <p>第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)」について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「<u>施設型給付費(法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下</u>」とあるのは「<u>地域型保育給付費(法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において</u>」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「<u>特定教育・保育提供証明書</u>」とあるのは「<u>特定地域型保育提供証明書</u>」と、<u>第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。</u></p>
<p>(特別利用地域型保育の基準)</p> <p>第51条 (略)</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定に</p>	<p>(特別利用地域型保育の基準)</p> <p>第51条 (略)</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定に</p>

<p>より特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就</p>	<p>より特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「同号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当す</p>
---	--

<p>学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第 52 条第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。))と、「同号」とあるのは「同項第 3 号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満 3 歳未満保育認定子どもが優先的に利用することができるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第 43 条第 1 項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。))と、同条第 2 項中「法第 29 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 30 条第 2 項第 2 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「前項」と、同条第 4 項中「前 3 項」とあるのは「前 2 項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第 13 条第 4 項第 3 号ア又はイに掲げるものを除く。))に要する費用」と、同条第 5 項中「前各項」とあるのは「<u>第 2 項から第 4 項まで</u>」とする。</p>	<p>る教育・保育給付認定子ども(第 52 条第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。))と、「同号」とあるのは「同項第 3 号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満 3 歳未満保育認定子どもが優先的に利用することができるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第 43 条第 1 項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。))と、同条第 2 項中「法第 29 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 30 条第 2 項第 2 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「前項」と、同条第 4 項中「前 3 項」とあるのは「前 2 項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第 13 条第 4 項第 3 号ア又はイに掲げるものを除く。))に要する費用」と、同条第 5 項中「前各項」とあるのは「<u>前 3 項</u>」と読み替えるものとする。</p>
--	--

<p>(特定利用地域型保育の基準)</p> <p>第52条 (略)</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(特定利用地域型保育の基準)</p> <p>第52条 (略)</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども の数 及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 (略)</p>
	<p style="text-align: center;">第4章 雑則</p> <p style="text-align: center;">(電磁的記録等)</p> <p>第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行</p>

うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育又は特定地域型保育の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに

	<p><u>当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育又は特定地域型保育の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)</u></p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p>3 <u>前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</u></p> <p>4 <u>特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</u></p> <p>(1) <u>第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの</u></p> <p>(2) <u>ファイルへの記録の方式</u></p> <p>5 <u>前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</u></p> <p>6 <u>第2項から第5項までの規定は、この条</u></p>
--	--

	<p><u>例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第 2 項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)」とあるのは「書面等による同意」と、「第 4 項」とあるのは「第 6 項において準用する第 4 項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第 3 項中「前項各号」とあるのは「第 6 項において準用する前項各号」と、第 4 項中「第 2 項」とあるのは「第 6 項において準用する第 2 項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第 1 号中「第 2 項各号」とあるのは「第 6 項において準用する第 2 項各号」と、第 5 項中「前項」とあるのは「第 6 項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第 2 項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。</u></p>
<p>附 則 (特定保育所に関する特例) 第 2 条 特定保育所(法附則第 6 条第 1 項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。)が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第 13 条第 1 項</p>	<p>附 則 (特定保育所に関する特例) 第 2 条 特定保育所(法附則第 6 条第 1 項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。)が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第 13 条第 1 項</p>

<p>中「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども(特定保育所(法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。))から特定教育・保育(保育に限る。第19条において同じ。))を受ける者を除く。以下この項において同じ。))」と、同条第2項中「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育(特定保育所における特定教育・保育(保育に限る。))を除く。))」と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、本市の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」と、「当該施設型給付費の支給」とあるのは「当該委託費の支払」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。</p> <p>2 特定保育所は、本市から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。</p> <p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p>第5条 特定地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると本市が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日まで</p>	<p>中「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども(特定保育所(法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。))から特定教育・保育(保育に限る。第19条において同じ。))を受ける者を除く。以下この項において同じ。))」と、同条第2項中「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育(特定保育所における特定教育・保育(保育に限る。))を除く。))」と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、市の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」と、「当該施設型給付費の支給」とあるのは「当該委託費の支払」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。</p> <p>2 特定保育所は、市から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。</p> <p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p>第5条 特定地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日まで</p>
---	--

の間、連携施設を確保しないことができる。	の間、連携施設を確保しないことができる。
	附 則 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>

かすみがうら市国民健康保険条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として 40万4,000円 を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として 40万8,000円 を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p>
	<p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。</p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 この条例の施行の前日に出生した被保険者に係るかすみがうら市国民健康保険条例第5条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。</p>

かすみがうら市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準を定める条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(法第34条第11号の条例で指定する土地の区域)</p> <p>第4条 法第34条第11号の規定により条例で指定する土地の区域は、次に掲げる要件のいずれにも該当する既存集落のうち、沿</p>	<p>(法第34条第11号の条例で指定する土地の区域)</p> <p>第4条 法第34条第11号の規定により条例で指定する土地の区域は、次に掲げる要件のいずれにも該当する既存集落のうち、沿</p>

<p>道型集落又は依存型集落のいずれかに該当するものとして市長が指定する土地の区域とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 都市計画法施行令(昭和44年政令第158号。以下「令」という。)第8条第1項第2号口から二までに掲げる土地の区域を含まないこと。</u></p> <p>2～4 (略)</p>	<p>道型集落又は依存型集落のいずれかに該当するものとして市長が指定する土地の区域とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 原則として、都市計画法施行令(昭和44年政令第158号。以下「令」という。)第29条の9各号に掲げる区域を含まないこと。</u></p> <p>2～4 (略)</p>
<p>(法第34条第12号の条例で定める開発行為)</p> <p>第6条 法第34条第12号の規定により条例で定める開発行為は、次の各号のいずれかに該当する開発行為とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>専用住宅</u>であって、当該<u>専用住宅</u>の敷地が存する市街化調整区域に係る線引日に現に存するもの又は当該線引日後に法第29条第1項の規定による開発行為の許可若しくは法第43条第1項の規定による建築等の許可を受けて建築されたものの世帯主と住居及び生計を一にする親族(過去において、当該世帯主と住居及び生計を一にしていた親族を含む。)が、当該<u>専用住宅</u>の敷地又は当該<u>専用住宅</u>の敷地に隣接する土地において、自己用住宅の建築を目的として行う開発行為であって、規則で定める要件に該当するもの</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(法第34条第12号の条例で定める開発行為)</p> <p>第6条 法第34条第12号の規定により条例で定める開発行為は、次の各号のいずれかに該当する開発行為とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>一戸建ての住宅</u>であって、当該<u>一戸建ての住宅</u>の敷地が存する市街化調整区域に係る線引日に現に存するもの又は当該線引日後に法第29条第1項の規定による開発行為の許可若しくは法第43条第1項の規定による建築等の許可を受けて建築されたものの世帯主と住居及び生計を一にする親族(過去において、当該世帯主と住居及び生計を一にしていた親族を含む。)が、当該<u>一戸建ての住宅</u>の敷地又は当該<u>一戸建ての住宅</u>の敷地に隣接する土地において、自己用住宅の建築を目的として行う開発行為であって、規則で定める要件に該当するもの</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p>
	<p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p>

2 この条例の施行の日の前日までに、法第32条に規定する協議に係る事前協議書又は第29条第1項本文、第35条の2第1項本文、第42条第1項ただし書若しくは第43条第1項本文の規定による許可に係る申請書が市長に提出された開発行為等については、この条例の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものに係る許可の基準については、この条例による改正後のかすみがうら市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準を定める条例第4条第1項第7号の規定にかかわらず、なお従前の例による。